

平成18年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

平成18年12月21日（木）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 議案第129号 京丹波町桧山財産区有地の処分について
- 第 6 議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第105号 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第106号 京丹波町わち山野草の森の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第107号 京丹波町特産館和（なごみ）の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第10 議案第108号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第109号 京丹波町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第111号 京都府後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第14 議案第112号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第15 議案第113号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について
- 第16 議案第114号 京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合同約の変更について

- 第17 議案第115号 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更について
- 第18 議案第116号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更について
- 第19 議案第117号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第118号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第119号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第120号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第121号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議案第122号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）
- 第25 議案第123号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第124号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）
- 第27 議案第125号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第28 議案第126号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第127号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議案第128号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第3号）
- 第31 請願第2号 郵便局機能の維持とサービス堅持を求める請願
- 第32 請願第3号 京丹波町民の住宅改修に助成制度の創設を求める請願
- 第33 発議第4号 郵便局機能の維持とサービス堅持を求める意見書
- 第34 発議第5号 道路整備促進と財源確保に関する意見書
- 程35 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番	西山和樹君
2番	室田隆一郎君
3番	東まさ子君
5番	横山勲君
6番	坂本美智代君
7番	今西孝司君
8番	小田耕治君
9番	畠中勉君
10番	山田均君
11番	藤田正夫君
12番	山内武夫君
13番	篠塚信太郎君
14番	吉田忍君
16番	野口久之君
17番	野間和幸君
18番	岡本勇君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町長	松原茂樹君
助役	上田正君
助役	堀郁太郎君
教育長	山本和之君
参事	寺井行雄君
参事	田渕敬治君
瑞穂支所長	森田一三君
和知支所長	片山長男君
総務課長	谷俊明君
企画情報課長	田端耕喜君

税 務 課 長	岩 田 恵 一 君
住 民 課 長	岩 崎 弘 一 君
保 健 福 祉 課 長	野 間 広 和 君
子 育 て 支 援 課 長	朝 倉 富 雄 君
地 域 医 療 課 長	上 田 進 君
産 業 振 興 課 長	山 田 進 君
土 木 建 築 課 長	松 村 康 弘 君
水 道 課 長	田 井 勲 君
会 計 課 長	下伊豆 かおり 君
教 育 次 長	長谷川 博 文 君
監 査 委 員	人 見 亮 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	伊 藤 康 彦
書 記	山 内 圭 司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

連日の各委員会、ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成18年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番議員・西山和樹君、2番議員・室田隆一郎君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

会期中、交通網対策特別委員会が開催され、空席となっております副委員長の後任に横山 勲君が選任されましたので、報告いたします。

本会期中において、各常任委員会、各特別委員会が開催され、付託案件の審査、提出議案等の審査が行われました。

本日、町長から、3件の追加提出議案があります。

本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さん、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について～

日程第5、議案第129号 京丹波町桧山財産区有地の処分について》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第5、議案第129号 京丹波町桧山財産区有地の処分についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今期定例会も、本日で最終日を迎えさせていただくことになりました

が、開会以来、議員各位には連日熱心にご審議いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

それでは、早速ではございますが、本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現在お世話になっております藤田義一委員の任期が12月25日をもって満了となるところでありますが、今回の任期満了をもって退任したいとのご意向であります。

藤田委員には、昭和60年から和知町固定資産評価審査委員会委員として、また、引き続き京丹波町の委員として、8期、22年間の長きにわたり、誠心誠意ご尽力いただいております。

ここに、改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

後任の委員として、京丹波町升谷前垣内40番地にお住まいの山内勝次氏を選任することについて、ご同意をお願いしております。

山内氏は、長く綾部信用金庫に勤務され、この間、瑞穂、和知、物部支店長をはじめ、本店預金課長、業務部長等の要職を歴任されるとともに、現在も和知町土地改良理事や京丹波町文化協会会長としてご活躍されております。

豊富な知識とご経験は、本委員会の委員として最適任者であり、選任することについてご同意をお願いするものであります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平成19年3月末をもって任期満了となります片山加代子委員について、引き続き委員として推薦いたしたく、意見ををお願いするものであります。

平成16年4月から、人権擁護という極めて幅の広い重要な活動に誠心誠意ご尽力いただいております。現在、京都府人権擁護委員連合会の同和問題委員会副委員長の要職をお務めであります。

人格、識見とも高く、広く社会の実情に精通され、信望の厚い方であり、引き続き、委員として推薦させていただくことをお願いするものであります。

議案第129号 京丹波町桧山財産区有地の処分につきましては、京丹波町中台、大朴、和田地内に所有する区有地4万3,311.62平方メートルについて、一般国道478号、丹波・綾部道路改築事業用地として、京都府土地開発公社に対し、1億4,349万9,467円で処分することについて、地方自治法並びに本町条例の規定により、議決をお願いするものであります。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

細部にわたりましては、所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議いただきまして原案にご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明を申しあげます。

この固定資産評価審査委員会でございますが、この委員会につきましては、地方税法423条の規定によりまして、固定資産課税台帳に登録をされております価格に関しまして不服を申し立てられたときに、それを審査、決定するための機関として設置がなされているものでございます。

委員の任期は3年、定数は条例により3名となっております。

ただし、今回の委員さんの任期につきましては、合併の特例によりまして、最初の委員さんということでございますので、3人の方がそれぞれ1年、2年、3年の任期となっております。

今回、その1年任期の藤田委員さんについての任期満了に伴うものでございます。

それでは、議案を朗読させていただきます、説明とさせていただきます。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 下記の者を京丹波町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町升谷前皆地40番地 氏名 山内勝次 昭和10年10月18日生 平成18年12月21日 提出京丹波町長 松原茂樹 提案理由につきましては、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、委員を選任する必要があるためでございます。

なお、ご本人さんの主な職歴、公的職歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の皆様方のご意見を願います。

それでは、任期満了に伴います人権擁護委員候補者の推薦につきまして、補足説明をさせていただきます。

京丹波町でご活躍いただいております11名の人権擁護委員さんのうち、片山加代子さん1名の任期が満了となることから、人権擁護委員候補者として法務大臣に再推薦いたしたく、ご意見をお聞かせ願うものでございます。

再候補として推薦させていただきました片山加代子さんは、旧和知町の大簾上郷24番地にお住まいで、昭和24年7月20日にお生まれの方でございます。

裏面の公的職歴にも掲載させていただいておりますとおり、現在、1期目の人権擁護委員さんとして、経験もお積みいただいております。園部人権擁護委員協議会常務委員のご経験もあり、現在は京都府人権擁護委員連合会同和問題推進委員会副委員長としてお務めいただいております。積極的な活動にご従事いただいておりますところでございます。

また、民生委員や防犯推進委員もご兼務いただいております。地域住民の信頼度も高く、人権擁護委員候補者として適任であると判断させていただき、再推薦いたしたくご意見を求めるものでございます。

ご審議を賜りましてご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、補足説明にかえさせていただきます。

申しわけございません。議案を朗読させていただきます。説明にかえさせていただきます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について 下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町大簾上郷24番地 氏名 片山加代子 昭和24年7月20日生 平成18年12月21日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由 人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 引き続きまして、議案第129号 京丹波町桧山財産区有地の処分について、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、冒頭、町長より提案説明が詳しくあったところでございますので、議案を朗読させていただきます。説明にかえさせていただきます。

議案第129号 京丹波町桧山財産区有地の処分について 下記の京丹波町桧山財産区有地を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号、及び、京丹波町議会の議決に付すべき契約、及び、財産の取得または処分の範囲を定める条

例（平成17年条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。記 1 土地の所在地 地目及び処分地積 京丹波町中台轟キ46番1 山林 1万9,440.84 京丹波町大朴奥塩谷53番1 山林 1万8,112.07 京丹波町大朴奥塩谷53番2 山林 352.14 京丹波町大朴口塩谷49番1 山林 4,801.20 京丹波町大朴段ノ垣内33番1 原野 17.55 京丹波町和田藤ヶ谷9番 山林 587.82 計4万3,311.62 2 処分の理由 一般国道478号 丹波・綾部道路改築事業に必要な土地を処分する。3 処分価格 1億4,349万9,467円 4 契約の相手方 京都府土地開発公社 理事長 森田悦三 平成18年12月21日 提出 桧山財産区管理者 京丹波町長 松原茂樹

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。
10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点、町長に伺っておきたいと思うんですけども、今回提案になっております固定資産の評価委員さん、提案理由でもありましたように、前の委員さんについては長年その任についていただいたということで、あと後任ということなんですけれども、ひとつ、本人さんがどうこうということではないんですけれども、ちょっと年齢の関係で、この生年月日からしますと71歳ということになるんですけれども、前任者については、やっぱり20年近くやっておられたということからすると、一定そういう経験も当然必要やと思うので、選任の場合にそういう年齢的な問題ですね、一定長くやってもらうとすれば、一定の年齢の方に選任ということもあろうかと思うんですけれども、今回の場合については、その辺の考え方というのはちょっとどういう考え方なのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 山内勝次さんにつきましては、先ほど説明をさせていただきましたわけですが、非常に今の高齢化社会の中で、71歳には見えないしっかりした考え方をお持ちでございますし、ご活躍でございますし、任期が3年ということでございますので、十分この固定資産評価審査委員会の委員としてお務めをいただけるというふうに確信をいたしましたので、選任をお願いいたしました次第でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第4号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の専任について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意されました。

○議長(岡本 勇君) 次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

3番、東さん。

○3番(東 まさ子君) 片山さんについての、お人についての問題ではないんですが、ちょっと裏の職歴の部分について、直接的には推薦については関係ないかもわかりませんが、京都府人権擁護委員会連合会同和問題委員会副委員長ということで職歴になっていますが、京都府においてはこういう同和問題のそういう委員会というのがまだあって、具体的にはどんなことをされているのか、よろしければ教えていただきたいと思うんですが。

○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長。

○企画情報課長(田端耕喜君) 人権擁護委員さんとして、それぞれ園部の今ですと法務局に事務局の方がお世話になっているわけですが、京都府の方の連合会の方もございまして、そちらの方にもお出向きいただいております、南丹の支部のところから委員さんとしてご出席をいただいております。

さまざまな差別、それから人権を擁護する、そういう委員会の方が設置されておまして、まだ現実的に同和問題につきましてもさまざまな事象等もございまして、いろいろなご相談もございまして。そんな中で、それぞれの見識を高めていただくために、その委員会の中でご協議等いただいております、今回も再推薦させていただきますときに、ご本人の方から意向の方も伺いをさせていただいております、まだまだ解決しなければならぬことの大変さを痛感しているというようなことでもございまして、そちらの方の業務として今お取り組みをいただいているということでございます。

以上でございます。

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

○議長(岡本 勇君) 次に、議案第129号 京丹波町桧山財産区有地の処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、今回提案になっております処分の関係なんですけれども、当然、地目、山林でございますので、その上にはいわゆる木があるというように思うんですが、土地だけではなしに、そこにありますいろんな木材のそういう補償というのはないのかどうか、お尋ねしておきたいと思いますが。

○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。

○総務課長(谷 俊明君) おっしゃるように、その中にいわゆる工作物あるいは立竹木がございまして、その部分については、補償費として土地の利用者に対して支出されるというふうになっているところでございます。

○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。

○10番(山田 均君) 今、立木とか、そういう建物等についても補償されるということなんですけど、当然財産区の所有地ということで、立木についても、貸付地等であったとしても、当然財産区の一部は入ると思うんですけれども、一緒に提案といいますか、処分を求めるといふことにはならんのかどうか。土地は土地、立木は立木ということで処分が提案されてくるのか、金額の問題ももちろんあると思うんですけれども、本来なら一体のものやと思うので、一緒に提案されてくるというのは本来やと思うんですが、その辺の考え方をひとつ伺っておきたいと思うんですけれど。

○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。

○総務課長(谷 俊明君) 自治法が求めております処分の議決をお願いする件につきましては、土地の処分ということで面積が5,000平米以上、合わせまして金額もそれ以上ということになっているところでございますので、その上にある構造物あるいは立竹木については、補償費という形で、処分費という形でいただくというものではございませんので、議会の議決には当たらないということでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それでは、そういう議会の承認を求めなくてもいいということで提案していないということであれば、当然補足といいますか、関連することでございますので、あわせて説明等も当然すべきだと思いますし、内容についてちょっと説明を求めたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） これ以外に、補償費として財産区の方と契約をさせていただきますのは、工作物の移転ということで、有害鳥獣等の柵がございます。それから、動産の移転ということで、いわゆる小屋といいますか、そういった建物が設置されている部分、それから立竹木の補償ということになっておりまして、これらにかかります補償費の金額は1,217万3,835円ということでございます。

したがって、今回提案させていただいておる額に、その分はプラスした形で支払いを受けるということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結します。

これより、議案第129号を採決いたします。

議案第129号 京丹波町桧山財産区有地の処分について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第129号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております名称の変更等、自治法の改正に伴うものだという事なんですが、特に今回、助役というのが副町長ということになるわけですが、いわゆる住民の中では、これまでも長年助役ということでもずっときておったわけですが、これが施行されると、4月1日からは副町長ということになるわけですが、住民等への徹底といいますか、そういうものについては何か考えておられるのか、あくまでも一方的にいろんな会議の場でそういう紹介とか、またそういう名前としてするという事だけなのか、何かそういうようなことがあるのかどうか、考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） この自治法の改正の概要でございますが、今ご質問の件については、自治法の改正条文の逐条によりますと、事実上の呼称として助役を用いることは、地方自治法上の制限はないというふうになっております。

したがって、どちらの呼称で、今後、京丹波町として用いるかということについては、内部検討をさせていただいて、副町長をいう呼称を、条例等はすべてそれに置きかえさせていただいたところでございますので、十分住民の方には広報等を通じまして周知はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今の時点での課長の答弁はそういうことかと思いますが、ちょっとはっきりしておいてもらわんと、これは住民を代表する機関の議会においても、ほんならどう呼ぶんやということにもなりますし、その辺はあいまいにせず、副町長でいくということとせんと、条例は副町長やと、呼び名は助役やという、これもまた混乱を起こすもとでもありますし、その辺はあいまいにせず、はっきり決まった以上はするということできんと。

だから、住民にきちっとそういう形で徹底をしていくというような立場に立つべきじゃないかと思うんですけども、これが決まればですよ。ちょっとその辺のもう一度見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） この条例改正を提案させていただいておるわけですが、ご可決をいただきましたら、4月1日から副町長で進めてまいりたい。その権限等につきましては、以後、慎重に検討しながら定めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もう1点、町長に伺っておきたいと思います。

今もありましたように、権限の関係が一定これまでとは違う形になるということですが、4月1日から施行ということになれば、それまでにきちっと中身を整理していただいて、住民にも議会にもやっぱりきちっと徹底していただくということが基本やと思うので、改めてその辺を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） そのようにさせていただきたいと考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第104号を採決いたします。

議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第105号 京丹波町京都・丹波食彩の工場の設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、議案第105号 京丹波町京都・丹波食彩の工場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） この議案は、近い将来、食彩の工場の指定管理者制度に向けて進めていくための条例の整備であるというふうに認識しますが、これはいつごろをめどに指定管理者制度に移行していこうと考えておられるのか。

また、その場合、食彩の工場は毎年大きな赤字を出しておるわけなんですけれども、その指定管理者制度に移行された後も、その不足分を一般会計から補っていかれるのか、この指

定管理者制度になったらすべてを指定管理者制度に任せることができるのかどうかということとをちょっと伺っておきたいと思います。

というのは、幾ら指定管理者制度に移行されても、赤字を補てんしていくのであれば、結局何のメリットもないということになるので、そこら辺の点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 指定管理者制度への移行の時期でございますが、担当課といたしましては、基本的にはこの19年の4月からということで、今事務を進めております。

それから、委託料ということで管理をお願いしたいというふうに考えております。

赤字の部分はあるんですけども、それにつきましては、指定管理者におきましていろいろ内容を精査していただきまして、健全な経営が図れるようお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うんですが、今回提案になっております食彩の工房のいわゆる条例でございますけれども、旧の、今あります条例では非常に短い条例であり、規定になっております。

特にお尋ねしておきたいのは、今回提案されておりました工房の使用料と申しますか、使用規定及び使用料金等も今回提案になっておるわけでございますけれども、これまでは、お聞きしておりますと、いわゆる体験交流事業というのを中心にして、体験料としてそれぞれ一定の金額をいただくというような形で、活用と申しますか、利用されてきたということなんですけれども、このそれぞれ3つあります工房については、そういう利用状況というのはこれまではどういう状況になっておったのかということと、それから、今後この指定管理者として移行していくということになるんですけれども、どのようにこの工房を活用と、料金を取ると申しますので、一定そういう条件をつけて貸そうということやと思うんですけれども、その辺の現時点での考え方というのはどうなのか、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） ここでお願いしております使用料等につきましては、実際加工品を製造する工房と申しますか、そういうスペースの部分でございまして、これにつきましては京丹波町内の企業とか、そういう部分で限定いたしまして、ここでの実際の加工品の

製造等につきましての使用料ということを考えております。

従来につきましては、体験学習、いわゆるソーセージとかアイスクリームの実地実習ですね、そういう分につきましては参加料ということで徴収しておりましたので、その分につきましてはここには計上していないということでございます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） これは、指定管理者制度に移行されれば関係のない話かも知らんですけれども、以前、タワーデパートと提携をして、イベント等で食彩の工場の製品をいろんなところで販売をするということで、補正であれば600万円ほどやったかいね、900万円ほど組んで、それが進められるということが旧丹波町のころに説明を受けて、期待をしておったんですけれども、その事業は一体どうなってしまったのかということ、この際、これからこういうことを聞く機会もなくなるかも知らんです、この際ちょっと聞いておきたいのと、それと、食彩の工場の建設当時の起債か何か、そういうものはもうすべて済んでおるのか、その借金というものが残っておらんのかということもこの際聞いておきたいというふうに思いますけれども、説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 第1点の京都タワーの関係のイベント販売でございますが、新日本トップスという、全国展開をしております催事専門の業者がございました。

京都の物産ということで、食彩の工場のものも京都の物産ということで、全国の百貨店とか、あるいはスーパーで販売をしてくれました。

平成14年ごろからと思うんですが、3カ年程度やってくれたわけなんですけれども、一定の成果は残したというふうに思っておりますが、それが極度に収入に反映するということがなかったということで、残念に思っておりますけれども、一定情報発信はできたんじゃないかというふうに思っております。

それから、起債の関係でございますけれども、現在も残っているということでございます。以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、今、課長からの答弁もそれぞれあったわけでございますけれども、あくまでもこの食彩の工場の施設というのは町が建てたものでございます。公共施設でございます、当然、農業振興等を目的に建てられたといたしますか、ものだと思うんですけれども、その管理そのものを指定管理ということに移行という前提に立っておるわけでございますけれども、その基本的な考え方で、今

町内の企業等に利用してもらおうんだということがあったんですけども、設置やつくった目的からすれば、どうやっぱり農業振興につなげていくかということではできたものやと思うので、やはりそういう立場で、例えば町内の方がグループをつくるとか、組織をつくるとかいう形で、やはりいろんな産業を起こしていくという形の中で、そういうものを活用して発揮していただくというようにしていかなと、ただ単なる丸投げみたいに、その施設を町内の企業に任せてしまうというようなことでは、本来の目的からすれば大きく違ってくるんじゃないかというように思いますので、その辺の考え方について、やはり設置目的や農業振興という問題を基本に取り組んでいくということが基本だと思うので、その辺の活用方法の考え方ですね、改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） この丹波食彩の工房は、今議員ご指摘のと通りの設置目的で設けられたものというふうに理解をいたしておりますが、私は、現状、皆さん方に既に見ていただいておりますとおりでございまして、決して大量生産、大量販売ができる施設ではないというふうに思っておりますし、これは丹波の農産物をいかに付加価値をつけて全国の皆さんにそのことを知っていただく、そのための、先ほど課長が申し上げましたように、情報発信の施設になるべきだろうというふうに思っておりますし、何でもありきということではなしに、やはり十分あの施設を最大限利用しながら、生かしながら、今申し上げましたようなことができれば、非常に有効な施設になるのではないかとこのように思っておりますし、今後、指定管理者に、公募等も含めて、ぜひともそうした意味で活用いただける方に運営をいただければ、いい方向に向かうのではないかとこのように思っておりますし、現状、それぞれ特異な形のハムでございましてとか、そんなことも施策として行っていただいておりますし、いろいろ民間の知恵を出していただければ、立派な施設でございまして、限定品といいますか、そうしたものを世に送り出すためには有効な施設になるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 今、食彩の工房では、ハムとか牛乳の加工ということで、建設当時からずっと働いて製造に携わってくれている方が、本当に十分とは言えない条件のもとで頑張ってきていただいたというのがあるんですけど、そういう方の技術というか、そういうのは今後とも引き続いて、あそこの場所で頑張ってもらえるような方向を考えておられるのか、そのものもすべて利用料金で丸投げしてしまうのか、根本的にはその方たちはずっと頑張ってもらおうという形の委託を考えておられるのか。そのときになってという

ことになるのかもわかりませんが、働く場の問題でもありますので、その点についてはどうでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 確かに、今囑託で技術面、ずっとこれまで支えてきていただいた方もあるわけでございますので、十分そうしたことも配慮しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第105号を採決いたします。

議案第105号 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第106号 京丹波町わち山野草の森の設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第8、議案第106号 京丹波町わち山野草の森の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今回提案になっております、この107にも関係するわけでございますけれども、山野草の施設等、これも指定管理者への移行を前提にした条例ということになっておるんですが、特に和知でいろいろやっておられる施設については、ふるさと振興センターが全体を包括してやられておるということで、一つ一つの施設をとらまえば、実際に赤字で町が持ち出しておる部分や、運営としては黒字という、こういう施設の全体の中で運営をされておるわけですが、特に和知の場合でしたら、農業関係にかかわります住

宅のことも含めてやっておられるわけですので、こういう形で全体を考えていくという形なのか、一つ一つを指定管理者として進めていくという考え方なのか、その辺、特に地元のお世話になっておる振興センターとの協議、そういうものは現時点ではどの程度までされておるのか、その点について、これは担当課長か町長かわかりませんが、伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 山野草の森及び特産館「和」につきましても、一体的な考え方で指定管理者への移行ということを前提に考えております。

協議の状況でございますが、現在まで基本的な部分につきまして協議しております。

この条例の制定ということを協議いたしまして、今後、詳細にわたり詰めていきたいというように思っております。

一定、原則といたしましては公募ということになっておりますので、ご了承願いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長に改めてお尋ねしておきたいと思うんですけども、今もお尋ねしたんですけども、和知ではふるさと振興センターというのは一括して管理運営しておるという中で、今もありました、全体の中でやりくりをして、特に施設の管理運営や農作業の受託、こういうことをやっておられるので、一つの施設ということよりも、全体の中でやっておられるので、これは3月末、4月から指定管理者で進めるということになりますと、どうしても話の中身が一方的になったり、見切り発車になるという、こういうことも非常におそれもあるので、十分やっぱり時間をかけて協議をして、合意になっておる中で進めていくと。

特に、運営がうまいこといかんということになると、結局、住民がその被害を被るわけでございますから、その辺の考え方はどうであるかということ、基本的なことですけども、町長にお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 山野草、「和」等、一体的な形で今振興センターでお願いをいたしておるわけでございますが、原則としては、公募も含めて指定管理者に移行していこうということでございますが、そうした中で、振興センターとも十分協議はするわけでございますが、長年にわたってそれぞれの施設を管理運営をいただいできて、また非常に広大な山野草の森

をどう全国に発信しながら、その施設のいわゆる特性といいますか、知らしめるかという部分も含めて、もう少し研究をしていかなければならない部分もあるのではないかとこのように思っておりますし、単に赤字の部分をつぎ込んでいくという考え方ではなしに、それぞれの施設をいかに有効に活用していくかという部分では、かなりふるさと振興センターも研究をいただいていたのではないかとこのように思っておりますので、その辺も十分詰めながら、あるいはまた公募の中でそうしたものを生かしていこうという民間企業があれば、これまた幸いなことだというふうに思っているわけですが、いずれにいたしましても、現状の中で、なかなか公募いたしましても民間が即座に参入してくるということは厳しいかもしれませんので、先ほど申し上げましたように、十分議員ご指摘のように振興センターとも協議をしながら、できるだけ経費節減をして、そしてまた、その施設がっております特性を生かしながら、多くの方に利用いただけるような方向も見出していけるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） この山野草の森は、私も植物が好きで、狭い猫の額みたいなどころによおけ植物をつくっておる関係で、たびたび行くんですけども、入場者というか、あれがかなり少ない現実であると思うんですが、「和」の方は割と野菜市やか何か、そういうとこでにぎわっておるんですけど、それで新しい指定管理者制度を導入される場合、この和知のふるさと振興公社と随意契約のような形でそのまま移行されていくということも、今、山田議員のお話では望ましいようなこともあると思うんですけども、やっぱり今ちょっと新しい感覚を取り入れて、ちょっとガラッと思惑を変えてやってみるということも必要だと僕は思うんですけども、公募したかって、それだけやってみようという人が集まるかどうかはわかりませんが、やっぱり公募していただいて、どういう方針でやっていくんやということを、将来的な計画を闘わせて、やっぱりこういうやり方が一番ふさわしいんじゃないやろうかという、そういう引き受けてやってくれる人を探していくことも、赤字解消にもつながるのではないかと私は思うんですね。

今のまま同じようなやり方でずっとやっていくんやったら、何も変わらん、変化のないことになってしまいかねないと。今、山野草というものに関心を持っておる人は、都会の方でもいろいろたくさんいらっしゃると思うんですね。そういう人をいかにしてあそこに呼び込むことができるかということに関して、やっぱりちょっと変わったヒントを持っておるような人をその指導者というような形で受け入れるのも一つの方策ではないかと考えるので、その点、ちょっと考慮いただければというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 議員ご指摘のとおり、本当にどう山野草の森を発信していくかということについて、言葉は適切でないかもしれませんが、宝の持ち腐れということもあるかもしれませんし、もっと角度を変えれば、人が感心を持っていただける、またお寄りをいただける、そうしたことも見逃しているのではないかというふうに思っておりますし、また、適切なそうした面でアドバイスをいただけるような方も、移行するまでに一度ご意見を伺いながら進めてまいりたいなというふうに思っておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第106号を採決いたします。

議案第106号 京丹波町わち山野草の森の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第107号 京丹波町特産館和（なごみ）の設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第9、議案第107号 京丹波町特産館和（なごみ）の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、議案第107号を採決いたします。

議案第107号 京丹波町特産館和（なごみ）の設置及び管理に関する条例の制定につい

て、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第108号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第10、議案第108号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、フリー乗降等の導入、そしてまた新たなバスの駅がそれぞれ設置をされたこともあるんですけども、バス停の設置の要件ですね、新たにつくる。これは、何か基準を持って新たな駅をつくる場合にあるのかどうか。住民の一定の要望があれば、そういう設置をするということになるのか。ちょっとその点について伺っておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 田端企画情報課長。

○企画情報課長(田端耕喜君) ただいまの山田議員さんからのご質問でございますが、今もご質問ございましたように、それぞれ利便者のよりよい利用を確保するために、住民の皆様方からのご要望によって新設もさせていただくことも考えておりますが、ただ、すべてのところで対応できるということではございません。特に、私どもの現在運行させていただいておりますバスの路線の中には、主要国道の方も通行させていただいているところがございまして、そちら等につきましてはバスの停留所を設置させていただこうといたしましても、やはり通過交通量、それから幅員の確保等々、安全を確保できない部分では許可をいただけない部分もございますので、そういう主要の国道等につきましては、バス停の用地として確保されているところの現行のバス停のところを設けさせていただいているということでございます。

なお、それぞれ余り短区間の間でバスをおとめさせていただくということになりますと、やはり運行上、その時間になかなかどおり着けないというようなこと等々もございますので、そこは事業者として判断をさせていただきまして、ここならば必要があるというご要望にお応えできる範囲でつけさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） いろいろと新しい駅も若干つくられたということではありますが、郵便局の利用についてはいろいろとお聞きしていて、便利なように駅がつくられたと、とまる
とこができたということではありますが、もう1点、笠次さん側、健康管理センター側にその
バスがとまれないかというような声もよくお聞きするんですが、今、主要国道では安全面で
いろいろと言われましたけれども、そういうことはできないのか。

また、町長の答弁では、精度を高めるために検討委員会みたいなものを持って、決定も見
直しをしていきたいということもありましたが、いろいろ皆さんの声を聞いて見直しを今回
かけられたと思うんですが、どのような形で集約、みんなの意見を集約されたのか、その点
についてもお聞きをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ただいまの東さんのご質問でございますが、特に丹波笠次病
院のところにご利用車が、病院の車が動いておりますので非常に多いわけでございますが、
そちらにつきましてのバス停の確保というのは、現在の須知駅と申しますか、健管センター
の前でございます、JRさんがお持ちのバスの停留所ということになっております。

こちらにつきましては、すべて私どもの車、現在は丹波マークスの方に停留所を設けさせ
ていただいております、このマークスに設けさせていただきました経過等々につきまして
は、以前の丹波の、現在の丹波の事業所です。以前の町民バスの時代から、やはりあちらの
方に利用をしていきたいというようなお声をいただいた中で、今の丹波マークスの正面のと
ころにバスの停留所を設けさせていただいております。直線距離にいたしまして、わずか1
00メートル強のところがございますので、今ご利用していただける方につきましては、マ
ークスをご利用していただきたいというふうに考えております。

それから、今回、フリー乗降並びに新駅の設置等につきまして、ご指摘案としてお願いし
ているところでございますが、こちらにつきましてもダイヤの改正もあわせさせていただき
まして、町長が以前からおっしゃっておりますように、約1年を経過いたします来年度の
早々から、時刻表も一緒に合わせて改正をさせていただきたいと思っております。

それに先立ちまして、周知期間も必要となるということから、今回、今議会におきまして、
条例の内容等で変更を要する、改正を要する分につきまして、提案をさせていただいている
ものでございます。

この件につきましては、それぞれ現在実際にご利用をいただいております利用者の方から

のご要望を中心に考えさせていただきまして、よりよい運行に努めたいというような思いで計画をさせてもらったものでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） フリー乗降箇所を設けていただいて、大変便利になると思って喜んでおるんですけども、グリーンハイツはよその地域とはちょっと特異な地域で、交差点が非常に多いことになっておりまして、どっちから車が出てくるかわからんような状態なので、老人とか子どもたちは、降りたら、それからちょっと歩き出したときに危険が伴うことが大変多いと思うので、運転手さんによく徹底していただいておいて、どこでもとまっておるということは、それは便利なんやけれど、そういうことがなしに、安全が確保できる箇所でバスをとめていただくということをちょっと指導しておいていただきたいなというふうに思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 今西議員さんご指摘のとおり、当然、安全運行というのがまず第一番の我々の責務というふうに考えさせていただいております。

フリー乗降を設けさせていただきましても、現行でカーブの前後のところとか、当然見通しの悪いところがございますが、それから、先ほどもご質問の内容にもございましたように、グリーンハイツ内、特に十字路、十字路というようなことで非常にたくさんの交差点がございます。こちらにつきましては、手を挙げていただきましても、安全なところまでバスは動かさせていただいて、そこで乗降をしていただくというような方法で、当然現在のところも話し合いもさせていただいているところがございますので、よりよい安全運行に今後も努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより、議案第108号を採決いたします。

議案第108号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第109号 京丹波町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第11、議案第109号 京丹波町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、坂本さん。

○6番(坂本美智代君) 担当課長にお伺いしたいと思うんですけど、19年度のもう申し込みがあったんやないかと思いますが、今のところ、上豊田と、そして下山、そして檜山のそれぞれ人数、現時点でどのぐらいの申し込みがあったのかお伺いしたいのと、また説明会で、統合の説明会のときに、今後20年に着工するという事で3億円ほどかかるというようなことを言っておられましたが、実際に20年といえばもうすぐなので、実際に本当の総額的なものはどのぐらいの予定で計画されておられるのかというのと、その説明会の中で、送迎の問題が大変出ていたと思うんですけど、各小学校のところまで送ってほしいというようなことも聞きました。しかし、現在、現実的に梅田の方では、梅田の保育所といたらもう明俊小学校のところになりますので、そこまで送ることができない方が梅田の近くのバス停まで迎えに現在来ていただいていると思うんですけど、そういった方への対応をどうされるのか、話はどのようにされているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 朝倉子育て支援課長。

○子育て支援課長(朝倉富雄君) まず、今ご質問の児童の申込数でございますが、この12月の11日を締め切りまして現在集約中でございますが、確定はいたしておりませんが、18年度並み、あるいは少し若干少なくなるんじゃないかというふうな思いでございます。

それから、今度新しく建設予定の事業費の件でございますが、まだ試算をいたしておりませんし、今後十分協議をしながら、建物を含めまして十分精査をしながら、いろいろご意見の中で決まっていくものと存じております。

それから、送迎の件でございますが、説明会で申しておりましたとおり、それぞれ小学校の近くの安全な場所ということでいたしておりますが、それにつきましても、今度閉園に向けまして今後詰めていきますが、その際に、また説明なり、入所者に対しまして説明会を申

し上げますので、その際にご意見等聞きながら調整をさせていただくということにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 保育所を4つの保育所に整理をされたということではありますが、現場は、いろいろ保育所の現場踏査はしてきたんですけれども、上豊田の保育所でありましたら、遊び場も不十分でありますし、スペース的にも120名、定員の法律に決まった1人当たりの面積はあるんだろうと思いますけれども、不十分だなというふうにいつも思っているわけですが、桧山保育所は改築されるということで計画されておりますし、上豊田の保育所についてはどのように、今後子どもも減っていきますし、各町1つはぜひともそういう保育所をきちんと整備ということにもなってくると思いますが、今の現状をどのように見ておられ、将来どういうふうに考えておられるか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 朝倉子育て支援課長。

○子育て支援課長（朝倉富雄君） 東議員のご質問にお答えしますが、上豊田保育所の園庭でございますが、仰せのとおり、確かに増設等されておりました中で狭いところがあります。そういったことで、今のところは考えておりませんが、運動会等につきましては隣接しておりますグラウンドにおいて実施をいたしておまして支障はないと思っておりますが、園庭につきましては狭うございますが、何分場所的にも増設ということもかなり難かしゅうございます。そういったことで、今の件は初めてでございますので、そのあたりもまた協議をしながら、今後考えていけたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番山田君。

○10番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけれども、一つは、今回保育所統廃合ということで、質美なり梅田、それぞれの保育所が廃止になるということになりますと、建物そのものは残るわけでございますので、これをどのような形で活用とか、基本的な考え方というのは現時点であるのかどうか、伺っておきたいと思っております。

これはだれにお尋ねしたら、町長ですかね、1点、それをお尋ねしておきたいというのと、それから、今それぞれこの合併統廃合に伴います保育所の入所の当然申し込みもずっとやられておったんですけれども、全体的な、旧瑞穂の方がすべて桧山保育所ということなのか、それ以外のところへも希望というのはあったのかどうか、ちょっと確認の意味でお尋ねしておきたいと思っております。

それから、送迎の関係なんですけれども、要望等、協議を聞いてということなんですけれども、基本的にはそれぞれ小学校のところまでと、安全確保のためというような話が基本的にあったんですけれども、具体的には、例えば上大久保とか下大久保までバスというのは、協議、希望があれば走らせるという、そういうことになるのかどうか、その点についてもあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 議員お尋ねのとおり、今回このことがお認めをいただきましたら、4月1日以降、梅田あるいは質美の保育所が残るわけでございまして、説明に行かせていただきましたときにも、これらの施設をいかに有効活用していくか、これは地域の課題でもあるという認識もいただいておりますし、それぞれ各団体の役員の皆さん方にもお越しをいただきながらの統廃合に向けての説明会の中で出たことをございます。

行政ももちろんでございますが、やっぱり地域としてこれらをどう活用していくか、お互い知恵を出し合って有効な利活用ができるように今後進めていこうということで、現状、ご理解を得ているというふうに思っておりますが、私どもも提案をさせていただきたいなというふうに思いますし、また地域の皆さんにも真剣に考えていただいて、何かその地域で核となるような施設として利用いただけるような方向も検討いただけたらありがたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 朝倉子育て支援課長。

○子育て支援課長（朝倉富雄君） 現在、入所申し込みを打ち切りまして集約中でございますが、現在のところ、梅田保育所の3歳児、4歳児、それから質美保育所の3歳児、4歳児、いずれも4名ずつがおるわけでございますが、そのうち、質美の保育所の4名のうち、1名が下山の分園へ行かせていただくという申し込みがございます。あとにつきましては、桧山保育所ということをお聞いております。

なお、ゼロ歳児から2歳児につきましては、現在集約中でございます。

それから、送迎の件でございますが、先ほども申しましたように、保育所の近くということではございますが、現在は下大久保、それから鎌谷奥、上大久保ということで3名ございますが、それも面接をいたしますが、その中でご希望を聞く中で調整を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、今、この送迎

の関係ですね、説明会するときにも申し上げておいたんですが、基本的にはその送迎は、今のそういう条件から後退しないということからしても、当然応えていくべきだというふうに思うんですが、その辺ひとつ考え方を伺っておきたいというのが一つと、それから、統廃合に伴っていろいろ地元との条件の合意もされたということで、この桧山保育所の改築についても、20年を着工目途にやるということになっておるわけでございますけれども、具体的には現時点から取り組んでいかならんということになりますと、費用の問題とか、それから規模の問題とか、それから京丹波全体の保育行政のあり方の中で考えていかならんと思うんですけれども、現時点の考え方としては、一定の規模のものをつくるということになると思うんですけれども、それは今の時点ではどういう考え方なのか、京丹波全体としてもどういうように考えておられるのか、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 送迎バスの考え方でございますが、先ほど課長が答弁させていただきましたように、その都度その都度希望される方が変わってくるということもありますので、ここでという限定したことにはならんというふうに思いますので、それぞれ送迎を希望される皆さん方と十分相談をさせていただきながら、人数、時間、それぞれあるわけでございますが、最大限保護者の負担をできるだけ軽くできるような方向で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、20年度には着手をしたいということで、これまでに説明をさせてきていただいたわけでございますが、現在既にその用地として公社で確保いただいておりますので、そうしたところを念頭に置きながら、規模も含めて進めてまいりたいというふうに思っておるわけでございますが、原則的には3地域に1つという考え方で新築を決断させていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は、原案反対者の方からの発言を許可いたします。

6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されました、議案第109号の京丹波町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

上程をされましたこの条例は、梅田保育所と質美保育所を廃止し、来年4月から桧山保育所に統合するものであります。

そもそもこの話は、今年の1月に質美保育所の保護者に、4月より桧山保育所に統合と突然言われ、保護者はもちろん、地域住民に十分な説明もないまま強引に進めようと言われました。

合併した途端、突然に持ち出すという行政のやり方に対し、住民は納得できないということで声を上げました。その結果、4月での統合が見送られました。その間、保護者と地域代表の方との協議、話し合い、また1回の住民説明会を開催されましたが、その中で、子どもたちが少なく十分な保育ができない、多くの子どもの中で切磋琢磨しながら育てるべきであると、新たに3億円ほどかけて、平成20年着手で保育施設を建てたいとの説明がありました。

保護者や住民からは、「お金がないと言いながら3億円をかけて建てるのと、このまま保育所を続けていくのでは費用はどう違うのか」、「送迎はどうなるのか」、「保育所がなくなることで過疎がますます過疎になるのではないか」などの多くの意見が出されました。

少子化が進む今、新たに3億円以上かけて施設を建てても、今後子どもは少なくなれば、次の統合へと考えられるのではないのでしょうか。

新町のまちづくり計画のアンケートでも、「保健福祉・医療サービスが充実した健康で安心して暮らせるまち」が70.7%に、次いで、「保育所・幼稚園・学校などが充実し、子どもたちが心身ともに豊かに育つまち」が32.1%と、京丹波町の望ましいまちの姿として求めているのであります。

今、行政の進め方は、こうした住民の声に答えるどころか、反対の方向にどんどん進んでいるのであります。それは、保育所の統廃合の説明の中で、次は小学校の統廃合も検討することを持ち出すなど、統廃合が先にありきで進められていることは明らかです。開発団地で6,000人も増える見込みもないのに、水が必要とがむしゃらにダムを推進したり、今なぜ公園が必要なのに答えないままに進めている都市公園、管理が十分できていない林道開発など、こうした大型公共事業を見直せば、まちづくりアンケートに答えたまちづくりが進められるのではないのでしょうか。

地域にとって、保育所や小学校が果たす役割は大変大きく、地域づくりやまちづくりの中心ではないのでしょうか。単に子どもが少ないからと統合するのではなく、まず地域住民の意向も十分聞く中、子どもを産み、育てやすい環境づくりを整え、子どもを増やすことができるのか、地域づくりをどう進めるのかなど、時間をかけ、安心して暮らせるまちづくりは何かが必要で大事かなど、明らかにしたまちづくりの方向を示すことがまず第一であることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで、討論を終結いたします。

これより、議案第109号を採決いたします。

議案第109号 京丹波町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、10時45分からいたします。

休憩 午前 10時30分

再開 午前 10時50分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第12、議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第12、議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、議案第110号を採決いたします。

議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第111号 京都府後期高齢者医療広域連合の設置について》

○議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第111号 京都府後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東さん。

- 3番（東 まさ子君） 常任委員会でもいろいろとお聞きをしていたわけでありますが、改めましてお聞きをいたします。

高齢者の医療につきましては、最初は老人福祉法で実施がされて、それが老人保健法に変わり、今回また後期高齢者医療制度ということで、抜本的に制度が変わるということですが、この後期高齢者医療制度そのものについて、これまでの老人保健法のもとの医療制度とどう変わるのか、あるいはまた広域連合はどういう仕事をし、また町はどういう仕事をするのか、その役割について説明をいただきたいと思います。

- 議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

- 住民課長（岩崎弘一君） まず1点目の、法的な部分での、今後どう変わっていくのかということですが、基本的には75歳以上ということで、現在の老健事業と変わりはなく、給付についてはすべて伺える状況ということですが、

ただし、財源的な部分、それぞれが負担する財源の内容が変化をいたします。現在の老健で言いますと、公費負担と、それから各保険者が出し合う基金とのものによりましていくわけですが、新しいこの制度におきましては、現在の老健で公費と基金が持っておりますところの負担の中に、75歳以上の各被保険者に対しての保険料というのが1割相当額発生するということとなります。

それから、広域連合の仕事あるいは町への役割分担ということですが、広域連合におきましての仕事と申しますと、証の発行でありますとか、それから給付を今までと同じように、老健と同じようなレセプトに基づく給付を行っていくという事業がございますし、また連合そのものは特別の地方公共団体ということで、連合長を筆頭にいたしまして、また各議会、議員さんが選定をされて、そういう連合という組織の中での運営ということになります。

それと、町の仕事と申しますと、いわゆる先ほども申し上げました保険料の関係が発生するわけですが、その部分等については町が徴収し、そして連合へ納付するということ、また各給付における申請等もあるわけですが、そうしたものの受付、あるいは証の発行における配付等々も随時の部分等については発生すると、そういう役割分担になってこようかというふうに思っております。

以上でございます。

- 議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 保険料を新たに1割分払わなくてはいけないということですが、大体目安的には、この保険料というのは厚生省の試算ではどのようになっているのか、またこの対象者は本町においてはどのぐらいの人数になるのか、また連合が保険証の発行をするということですが、保険料は町が徴収し、そして保険証の発行の配布をするということですが、これまで老人保健法では資格証明書というのが発行できないことになっていたのですが、今回のこの法律では発行が義務づけられているというふうになっておりますが、町として大変本当に高齢の方の医療を受ける権利を、言うたら束縛するような資格書でありますので、こういうことが町の裁量でもって資格書の発行を抑えることができるのかどうか、そのあたりをちょっとお聞きしておきます。

また、議会が持たれるわけですが、傍聴などはどうなのか。あるいはまた、本当にこれまで以上に住民の声が届きにくくなるということになりますので、請願権とか、またリコール権とか、そういうものはどうなのか。

以上の点について、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） まず1点目の保険料の考え方でございますが、国が示す部分といたしまして、基本的な部分でありますけれども、まず基礎年金の受給者79万円程度だと思っておりますが、その場合には月額900円程度となると思われまして、また厚生年金の平均的な年金額の受給者、大体208万円程度になると思っておりますが、その方については月に6,200円程度、また自営業者と、子どもさんと同居する者で年収が390万円程度になりますと、逆に月3,100円程度、また被用者と子どもと同居するものでございますと、これは年収390万円程度でございますが、これも月額3,100円程度になるというようなことでございます。

それから、対象者の本町の部分でございますが、12月1日現在では、国保老健、社保老健入れまして335名程度というように記憶しております。

それから、資格書の関係でございますけれども、今回、法律で義務化をされると、町の裁量権でそれは例えばとどめておくというようなことはできるのかどうかということですが、あくまで法律で決まった部分というのは、連合組織においても踏襲されるものであろうというふうな思いしております。

それから、議会の傍聴等、住民の請願というのが届くのかということですが、今回、特別地方公共団体としての組織になるわけですが、条例の改正等々につきましては住民請求等々が受けられるということになってございますので、住民の声としてはそう

いうところでも発揮できるのではないかというふうに思っております。

先ほどの議会のリコール権等々についても、そういうものというのは対象になってくるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も何点かお尋ねしておきたいと思うんですが、今回提案になっております規約の中身との関係でお尋ねしておきたいと思うんですが、一つは、14条で広域連合に必要な職員を置くということになっておるんですけれども、具体的には何人の職員が置かれるということになるのか。

それから、17条の関係で、いわゆる経費の関係なんですけれども、京都府や関係市町村の支出金と事業による収入というのがあるんですけれども、この事業の収入というのは、具体的にどういう事業をこの広域連合が行うということなのかお尋ねしておきたいということと、それから、当然経費をそれぞれ持たんならんということになるわけなんですけれども、これの割合はどのような基準になっておるかということで、ちょっと割合で言えばどの程度京丹波としてはなるのか、お尋ねをしておきたいというように思います。

経費の内容は、どういうものが、いわゆる職員と、それ以外に何かあるのかどうか、あわせて聞いておきます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） まず1点目の14条の関係でございますけれども、現在、連合の準備室で考えておる数字になるかと思いますが、既に介護保険等々でこういう広域連合を都道府県単位で行われている箇所がございます。そうしたところを見ると、職員的には、私どもの京都府の状況から見ますと、25名程度、あるいは30名ぐらいというようなことで、準備室の方ではお答えをいただいております。

それから、17条の関係でございますけれども、事業による収入という中身はどのようなかということでございますけれども、これは現在のところまだ未定でございますけれども、考え方といたしましては、広域連合の財産、例えば自ら所有する建物等について賃貸借をするというようなことから、そういうものの収入が一定想定されているのではないかというふうに思います。

それから、経費の割合でございますけれども、17条関係で、共通経費と医療給付に要する経費ということでありますけれども、共通経費については、例えばプロパー職員等の採用も想定されますし、また、もし連合が建物と施設を借りて、そこで行うということになれば、

その賃料が要りますし、それから事務経費としての電算関係も整備が必要、それから議会の関係の費用、それから職員の連合長等の費用、そうしたものが発生するかというふうに思っております。

割合でございますけれども、割合的には、ここにも上げておりますように一定の割合があるわけでございますけれども、人口割あるいは高齢者の人口割、それと28市町村がすべて入るという想定をされておりますが、そういうすべてのものとしての均等割等で試算されるべきものということになってございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点は、ちょっと町長にお尋ねしておきたいんですが、新たにこういう広域連合がつくられて、ここにもありますようにそれぞれ府下の市町村が参加をして、その中で連合長というのはそれぞれ関係する市町村の中から選挙するということになっておるんですが、6人以内ということになっておるんですが、結局新たにつくって、また職員もそこに確保して、いわゆる費用もここでもかさむわけなんですけれども、今度新たに広域ができる場合に、今、既存のいろんなそういう一部事務組合を含めてあるんですけれども、それなりに手当が出ておるわけですね。

だから、役職はみな兼職ですので、こういう時代ですので、報酬というのはやめて、交通費とか費用弁償だけにするとか、そういうようなこともあわせてすることも経費節減の上で非常に大事かと思うんですけれども、その辺のことを、こういう連合がつくられていく場合にきちっともって発信といいますか、発言すべきだと思うんですが、その辺の町長のひとつ見解を伺っておきたいというように思います。

それから、担当課長に改めてお尋ねしておきたいと思うんですけれども、提案理由にありますように、老人保健制度に変わって後期高齢者の制度が施行されたということになっておるんですけれども、これの一番の目的ですね、75歳以上を対象ということになるんですけれども、新たにこういうものをつくって、そして年金から掛金を取ると、それ以外の一定の低い人からは直接徴収をすると、こういうことになるんですけれども、それを京丹波町としてもせんならんということになれば、結局負担が、介護保険の保険料を含めて非常に大きくなるわけでございますけれども、そういう場合に非常に未収の問題も含めて起こる可能性もたくさん抱えておると思うんですけれども、こういうことをあえてどんどんしていったら、末端の市町村の負担はどんどん増えるし、費用も要るというように思うんですけれども、この本来の目的というのはどういうことでこれをやられようとしておるのか、これは国が決めた

ことやと言うてもたらしまいですけれども、担当の課としてはどういうように受けとめておられるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 町の報酬等でございますが、当然のことながら、加入団体の長が兼務ということになるかと思ひますし、これまで類似の団体等の兼務につきましても、その辺を十分考慮されての報酬ということになっておろうかというように思ひますし、このことにつきましても同様の考え方が踏襲されていくものだろうというふうに思ひしておりますし、またそうでない場合は、議員おっしゃるように、そのような発言はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 今回の後期高齢者の広域連合の関係の一番の目的は、担当課長としてどうかということでございますけれども、今の老健事業におきましても、実際、医療費は伸びてきておる状況がございますし、これからどんどん後期高齢者、75歳以上の方々は増えてくると。一方では、そうした75歳以上の人たちを支えていく仕組みというの、若い人たちに大きな負担がかかってくるといふ状況があるかと思ひます。

しかしながら、高齢者の方々も、こうした社会保障制度の中で十分な医療を受けられていくということは大前提でございますので、こうしたことが今後も増大していくという、未知の領域にも毎年入っていつておるような状況でございますが、こういうものをお互い長期的にまず制度として、老人が安心して受けられる制度を未来永劫的に続けていくということの一つの考え方の中で行われたものとして、当然、申し上げましたように未知の分野に入っていくわけでございますが、その中の一つの方法として、重要な部分として法が決まったものという認識をしております。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 今回は、広域連合をつくるための規約が提案されているわけですが、今、課長言われましたように、社会保障の中で高齢者の皆さんが十分な医療を受けるといふことが大前提だといふふうにおっしゃっておられましたが、現実的には保険料も介護保険と合わせたら本当に1万円を超すような金額にもなってくるし、ということが片一方ではあります。

それから、目的のところでは言われましたけれども、将来の少子化によりまして若い人の負担が増えるということをおっしゃっておられましたが、これは将来若い人が入っておられる雇用保険とか国保におきましても、そういうところの人数、若い人が減ってきたら、1割の

後期高齢者の負担は1割のままで済むのか、また医療費が増えてきた場合も、このまま1割で後期高齢者の皆さんの保険割合というのはそのまま1割でいくのか、その点については今回の法律ではどのようなになっているか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、町長にお聞きするわけでありますが、法律的には資格書の発行が法律で定められたということでありますが、町長としてはこうしたことが本当に許されてよいのかどうか、当然だと思っておられるのか。また、保険料の減免ですとか、そういう点についてはどのように考えておられるのか。

従前からずっと言っておりますが、国保でも資格保険証の対象の方が大勢おられて、町に相談に来て、本当に払えないということで相談をしても、なかなか話し合いが折り合わず、病院にかかるのが遅れたというような方もおられるというようなことも聞いた経過があるんですが、高齢者においてそのようなことが国保と同じように行われてもよいのかどうか、どのように思っておられるか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 資格書の発行でございますが、基本的には十分保険料が支払えないという場合には、事情を聞かせていただいて、やっぱり払っていただくような相談をさせていただくということでありましょうし、その中にはいろんなご事情もあろうかと思えます。しかし、そういうことが理解されずに、ただ支払いたくないということになれば、こういうことも時としてはやむを得ないという事情になるのではないかというふうに思いますが、基本的には先ほど申し上げましたように、十分被保険者の皆さんと事情を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 医療制度の中の財源的な割り当ての考え方でございますが、制度の発足時は被保険者が1割、そして、そうした社会保険あるいは国保からの若人からの負担金、支援金というふうになると思っておりますが、それが4割ということでございます。

今後、対象者が増えてくる、医療も伸びてくるとなると、若人が、ある一定の支え手が少なくなってくるというのが統計上も示されておるわけでございまして、発足当時は1割、4割の負担は当然なのでございますが、そうした状況、医療費の状況、負担割合の状況のいびつき等が発生するという可能性もあるわけでございますので、そういう動きの中についてはある一定、負担割合も変化をしていくような考え方が発生するものと私は予想をしております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 1 番、西山君。

○1 番（西山和樹君） これは、常任委員会の方で聞いておいてもよかったことなんですが、ちょっと聞き漏らしましたので改めてお伺いしておきたいと思いますが、この広域連合が作られる目的というのは恐らく第4条に記載する字句だろうと思うんですが、これに対して、ちょうど中間の括弧内にありますところの、48条に規定する後期高齢者医療の事務、そのうちに括弧して、（保険料の徴収事務及び）、その次なんですが、（被保険者の便益の増進に寄与する）というふうにあるんですが、私も後期高齢者は目の前でございますので、特に私から聞いておきたいんですが、一体被保険者に対してどういうふうな便益を図っていただける目的の事務が、便益の増進に寄与するとあるんですが、余り寄与するようなことがないような気がするんですが、何かありますんですか。

そのあたりを、目的ですので、法施行の一番大きな目的のところにはひっかかってくると思いますので、そのあたりの思いで結構ですので、どんなことをしてもらえるのか、ただ単にパンフレット1枚を回しておいて被保険者の便益と言われても、ちょっとピンとこないんで、そのあたりのところをひとつ、わかる範囲で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） ただいまのご質問の、便益に寄与するものということでございますが、現時点では、厚生労働省の省令がまだ出ていない状況でございます。ですから、きちっとしたものはお答えすることはできないわけでございますが、想定としてできるものとしてご理解をいただきたいと思いますが、被保険者の、当然広域連合の事務所というのがこの中では京都市内に置くとされてございます。ですから、地理的にも距離的にも当然これは遠くなるわけございまして、この制度の中でいろいろな質問とか、あるいは、例えば保険証のやりとりとか、そうしたものというのは不便になるというのは起こってくるかと思っております。

ですから、そういう不便を来さない部分、住民の方々に来さない部分ということで、保険証の交付でありますとか、あるいは保険証の更新時の保険者証の交換の部分でありますとか、それから、先ほどもありましたように、例えば減免とか、そういう部分がもし条例で、連合の条例で定められた場合の申請の受付でありますとか、現時点で想定されている老健のそういう窓口の業務、そうしたものが引き続き町に置かれるというようなことでご理解を賜ればというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 1 番、西山君。

○1番（西山和樹君） 結果的には保険料を払うわけですから、それに対する保険者証を受給したり何かするのは、これは相互履行の上からでも当然のことだと思いますし、大した便益にはならないというふうに思いますが、要は失業対策じゃないかなど。何十人かの人間をそこへ雇い入れるというようなことやとか、それと、それからできるだけたくさんのお金をもらいたいということのために設立されるんだというふうにしか、私としては理解できないんですが、その程度の理解にさせていただいて差し支えがないのかなど。ちょっと皮肉った言い方かも知れませんが、そのように受けとりますが、それで特別な反対といたしますか、申し開きがあるのかどうか、そのあたりもあえて聞かせていただきたいと思います。

これは、課長の私見で結構です。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） あくまでこの制度は法律に基づくものでございますので、当然それを履行するというのが町の役目だというふうな認識をしております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） それでは、ただいま提案されております、議案第111号 京都府後期高齢者医療広域連合設置に反対の立場から、討論を行います。

今年の6月、国会で成立をいたしました医療制度改革関連法は、現在の老人保健制度を廃止し、かわって新たな後期高齢者医療制度を創設しました。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を、現在加入している国民健康保険や健保組合などから切り離し、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度として創設するとしています。

この制度の最大の問題は、介護保険のように後期高齢者の医療給付費が増えれば、後期高齢者の保険料の値上げにつながる仕組みになっていることであります。

保険料は、応益割、応能割があり、厚生労働省の試算では、今も課長からありましたように、2008年度の1人当たりの保険料額は年額6万1,000円としております。

低所得者には、減免制度が国民健康保険と同様に設定をされますが、介護保険料と合わせると月額1万円を超える可能性もあり、高額な保険料となります。

保険料は、介護保険と同様に、年18万円以上の年金受給者からは、年金から天引きで徴

収がされます。また、年金額が特別徴収の対象に満たない高齢者は普通徴収となりますが、保険料の滞納者は保険証の取り上げが行われ、短期保険証や資格証明書が発行されることとされております。

既に、国民健康保険では資格書が発行され、全国でも窓口負担が払えない患者さんが治療中断によって死亡する事件も起きております。高齢者医療でも、そのような事態が起きるおそれがあり、高齢者の医療を受ける権利を保障する立場からも問題であります。

さて、後期高齢者医療制度は、京都府内すべての市町村が参加する後期高齢者広域連合が運営主体となって、2008年4月から施行されます。滞納者に対し、資格証明書を発行し、事実上、医療機関にかかれなくする制裁措置の導入や、さらに現役世代とは別の診療報酬の設定も行われ、内容いかんによっては保険給付範囲の限定など、高齢者医療の保障に重大な影響を与えかねないと、医療関係団体から制度について危惧する陳情も寄せられております。

このようなことから、必要な医療が受けられないことのないように、運営主体である広域連合が地方自治法に基づく特別地方公共団体として、高齢者の医療保障に向けて独自の努力を傾けることが求められております。

その中身として、請願権やリコール権、直接請求権の保障を規約に記載し、広域連合が住民本位の運営が行われるよう、また被保険者からの意見聴取も行う仕組みも取り入れることが重要であります。また、広域連合議会の傍聴を制度化すべきであります。

さらに、高齢者の負担については、今も課長の話もありましたが、今後さらに増えることが予想されております。減免制度の拡充を行うことや、資格証明書の発行は、十分な支払い能力があるにもかかわらず、滞納を繰り返す悪質な滞納者を除き、発行しないことが今本当に求められておりますけれども、現状、お話を聞く段階では、社会保障として十分な医療を受けることができないおそれがあると考えました。

よって、私は、今回の提案に、高齢者の医療を十分、受領権を十分守ることができない、このことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第111号を採決いたします。

議案第111号 京都府後期高齢者医療広域連合の設置について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第112号 京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市町村職員退職手当組合同約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第14、議案第112号 京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第112号を採決いたします。

議案第112号 京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市町村職員退職手当組合同約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第112号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第113号 京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第15、議案第113号 京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより、議案第113号を採決いたします。

議案第113号 京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第113号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第114号 京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合規約の変更について》

○議長(岡本 勇君) 日程第16、議案第114号 京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番(山田 均君) 1点、伺っておきたいと思うんですけれども、合併に伴う市町村の数の変更ということなんですけれども、自治会館の管理をする組織として管理組合があるということで、その組織の中身が変わるということなんです、この町の数の減少に伴って、運営に伴う負担とか、そういう割合が変わるとか、そういうことはあるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長(岡本 勇君) 谷総務課長。

○総務課長(谷 俊明君) この自治会館管理組合につきましては、会館の使用料ということで運営がなされておまして、それぞれの市町村から負担をしておるという形にはなってございません。

以上でございます。

○議長(岡本 勇君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第114号を採決いたします。

議案第114号 京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第115号 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第17、議案第115号 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけれども、今回はいわゆる数の減少ということで規約の変更が出されておるんですけれども、もともとこの住宅新築資金の貸付管理組合というのは、市町村それぞれが運営しておりました住宅新築資金のそれを廃止して、一本で管理運営すると。特に徴収の問題で、専門の徴収を置いてやるということで進んできた経過があると思うんですが、実際、内容についての報告が全くないわけでごさいます、当然一度決算もされておるといように思うんですけれども、これに対する実態、京丹波として合併をしたわけでごさいますから、旧町から当然引き継いでおると思うんですけれども、そういうような義務はないと思いますが、当然状況報告をすべきだと思うんですけれども、この際、ちょっとあわせてお尋ねしておきたいというように思いますが、当然総会が1年に1回されて、決算がされて、そして徴収の状況等も当然されておると思うんですけれども、そういうようなことでされておるといことなのか、また決算のそういうものもきちっとあるということなのか、あればぜひ配付をお願いしたいというように思います。

ちょっとお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 山田議員さんからのご質問でございますが、一部事務組合の方を組織させていただいております、今、議員さんからもお話がございましたとおり、年度決算という形で打たしていただいております。その内容につきまして、議会の方に報告はさせていただいておりませんでしたので、確かにご質問のとおりであろうかと思いますが、現在もそれぞれ貸付をさせていただきました件数につきまして、その収納事務といいますが、徴収事務を行っていただいております。

17年度の収納につきましても、それぞれお努めいただいておりますのでございまして、

現年の徴収につきましてはそこその数値は上がっておりますが、やはり過年分の収納につきましてはなかなか厳しい状況等々もございまして、その方策等々につきましては専門の弁護士さんとも相談をしながら、順次進めていってもらっているような状況でございます。

また、この管理組合としての決算書等につきましては、後日になろうかと思っておりますけれども、報告はさせていただくことに差し支えないというふうに考えておりますので、報告もさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第115号を採決いたします。

議案第115号 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第115号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第116号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第18、議案第116号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点、伺っておきたいと思うんですけれども、自治法の改正等に伴って助役というのがなくなるということなんですけれども、この8条の「組合に管理者1人及び副管理者3人を置く」ということになっておるんですけれども、南丹病院の場合の構成する市町村としては、2つの市と京丹波町ということになると思うんですけれども、その代表がそれぞれ管理者なり副管理者になるということだと思っておりますが、そのうち1人は議会

の同意を得て専任ということに、常任としてということになっておるんですけども、いわゆるこれから助役というのが廃止になって、それに置きかえて、管理者のうち副管理者を3人やね、それが1人が常勤ということで置きかわるといことなのか、ちょっとその点、確認の意味でお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） そのとおりでございます、組合助役が副管理者ということになります。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第116号を採決いたします。

議案第116号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第116号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第117号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第19、議案第117号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、坂本さん。

○6番（坂本美智代君） 歳出の18ページで、総務費の中の賦課徴収費であります、委託料であります、この間、常任委員会でもお聞きいたしました。相手先もお聞きいたしましたが、この105万7,000円というこの金額は、その徴収率に合わせて出されるものなのか、もう一定したものと決められておるのか、徴収率が悪かったらそれに合わせて委託料も減額されるのか、その点の基準というものはどうなのか、ちょっと聞き漏らしましたので、お願いします。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） お答えをさせていただきます。

徴収率は何ら関係ございません。今回、賦課業務委託料で105万7,000円をお願いしておりますのは、住民税については各事業所また社会保険庁等、年金支払機関から送付されてきます給与支払報告書並びに公的年金等支払報告書の内容を、これまでから電算システムに入力することによりまして課税をしております。

18年度ベースで、納税義務者数は大体約1万5,100人ございまして、また給与支払報告書等課税資料の数につきましては約2万枚強、2万枚をちょっと超えるんじゃないかというふうに思っていますが、それぐらいの数になるんじゃないかというふうな予測もしております。

これは委員会のおきにもご説明申し上げましたけれども、これまでから職員数名で残りの電算システムを取り入れて課税の資料としておったということでございますが、特に来年の作業につきましては、農業者の所得の関係につきましても改正もされましたり、いろんなことでの事務量が増えたというようなことで、到底職員でこなせないというようなことから、専門的な業者にこの部分については委託をさせていただきたいという意味で、今回お願いをしているものでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 10ページの財産収入の財産売払収入172万7,000円、これはどこからの収入なのか。

それと、29ページの上水道費ですが、669万7,000円、繰出金であります。これは地方債の償還の2分の1というふうに説明ではお聞きしたのでありますが、この上水道費ですが、このことについて関連してお聞きしたいんですが、地方交付税措置というのは、維持管理経費についてはどのぐらい交付税措置がされるのか、それから償還の場合には交付税は償還額についてどのように措置されるのか、元金、利子ともどうなのか、その財源についてちょっとお聞きをいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、私の方からは、歳入の10ページの土地売払収入の関係でございます。

これにつきましては、国より譲与を受けております里道、水路、いわゆる法定外公共物の払い下げに伴う収入でございます。8件ございまして、売り払った面積が769.36平方

メートルということでございます。

それから、水道の関係の交付税の財源のことを少し先にご答弁させていただきたいと思えます。

交付税に維持管理経費がどこまで含まれておるかということでございますが、この部分については、今のところ含まれておるという意味での確認は、ここでの中ではいたしておりません。

ただ、いわゆる繰出金のルールがございまして、その繰り出し基準でいきますと、水道会計が償還される地方債の2分の1は一般会計から繰り出しをしなければならないということになっております。その繰出金の一般会計から繰り出す額の2分の1は、交付税算入がなされるというルールにはなっております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 12番、山内君。

○12番（山内武夫君） 私もちっとお聞きしたいというふうに思いますけれども、一つ30ページの農業振興の関係で、負担金補助で地域農場づくりへの条件整備事業の補助金ということで1,074万3,000円が計上されておりますけれども、先般の説明を聞いておりますと、三ノ宮の地域農場づくりの協議会として、トラクターとかコンバイン等を購入するというようなことで説明をいただいたんですけれど、機械の管理やとか運営、それからまた地域としてこうした機械をどのように活用され、また共同利用やとか作業受託ですね、それをどのように進められるのか、この計画の概要を担当課長の方からお聞きをしたいというのが1点でございます。

特に、梅田の鎌谷地域の農場づくりの協議会の方でも、先進的な取り組みがされておるといっても聞いておるんですけれども、そこで、機械の保管庫の設置やとか、またライスセンターの整備やとか、またオペレーターの確保、それからまた積極的なそういう受委託のそういう作業も進められておるといことなんですけれども、三ノ宮地域についても、今日農地の荒廃が大変進んできておりますので、積極的なそういう事業展開というのが必要やというふうに思いますけれども、そうした取り組みがされるようになるのかどうか、そういう点についても担当課長のご意見をお伺いしておきたいというふうに思います。

それともう1点が、34ページの商工費の一番上の負担金補助なんですけれども、商工会の小規模の事業の経営支援事業補助金、今回249万4,000円が減額されておりますが、この件につきまして、私も先般の議会の方でも一般質問で質問させていただいておったんですけれども、今日大変厳しい商工業の現状の中で、今回この249万4,000円が減額を

されておるといふことなんですけれども、これにつきまして、減額の補正の根拠をお聞きしたいというふうに思っておりますのと、この前も質問しておりましたように、京都府の指導なり、また京都府の商工会連合会の方からも、経費の府補助金の2分の1の額を町の方も補助をしていただくようにというふうなことで要請もあったようなんですけれども、そういう点について今後町としてはどのようにされるつもりか、2分の1を補助されるようなつもりがあるのかどうか、その点もお聞きをしておきたいというふうに思います。

あと、次に教育費の関係でちょっと教育次長にお聞きをしたいというふうに思いますけれども、40ページの工事請負費で、特別支援学級の教室の改修工事というふうなことで420万円計上していただいておりますけれども、聞いておりましたら、来年4月から肢体の不自由な子どもさんの児童が入学してくるということで、それに対する施設の整備というふうなことで金額も上げてもらっておりますが、大変結構なことやというふうに思うんですけれども、学校の方にもいろいろと話を聞いておりますと、今回が初めてのこういう受け入れというふうなことで、大変教育委員会の方も、また学校の方もこの対応にはいろいろと苦慮もされて、また慎重に対応せんらんというふうなことで頑張ってもらっておりますけれども、聞いておりますと、特別教室といいますか、学級については、学校を入ったホールの右側に設置をされるということなんですけれども、教科によりましては主に教室が2階というふうなことになっておりますので、そういう点で、2階に行く場合には車いすをかついで上がらんらんというふうなことで、専任の先生なり補助員がつけられるというふうに思っておりますけれども、大変労力もかかるし、危険やというふうなこともありますし、また高学年になってきますと、また今まで以上に頻繁に2階の教室に上がっていったりせんらんというふうなことになると思いますし、また大きくなりますと体力も、体の方も大きくなってくるといふようなことで、大変危険やというふうなことも考えられるわけです。

そういう点で、何か、前にも少し聞いておったんですけれども、エレベーターとか、何か昇降機のようなものがつけられるような、そういう考えはないのかどうか、その点につきましても1点お聞きをしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 第1点目の新地域農場づくり、営農条件整備事業補助金の1,074万3,000円の件でございます。

対象地域につきましては、ご質問のとおり、三ノ宮地域農場づくり協議会ということになっております。

対象集落につきましては、保井谷、栗野、妙楽寺、水呑、三ノ宮、質志、戸津川、猪鼻ということになっております。京都府の指定を受けまして、平成16年度から取り組みをお願いしているということで、16、17、18にかけまして、その組織づくりに積極的に取り組んでいただいたという経過でございます。

総農家数と申しますか、対象農家数につきましては、195戸でございます。

今後、新規就農等の育成にも努めるということで、8名の新規就農を確保するという計画でございます。

農地面積につきましては、水田が87.1ヘクタールでございます。そういう部分でございまして、遊休農地の解消あるいは集落営農の確立ということも含めまして、三ノ宮地域全体で取り組んでいただいているという状況でございます。

19年度から始まります品目横断的経営安定対策の言います認定農家と申しますか、そういう受け皿にもなろうかということで、町といたしましては非常に期待をしております。

今回導入いたします機械施設でございますが、トラクター1台、田植機1台、それからコンバインが2台、それからグレーンコンテナと申しますか、もみを運ぶ専用のコンテナを4台購入する予定にしております。

組織につきましては、その協議会の中におきまして、農作業受託組織が設立をされております。平成18年4月14日に設立をされているということでございます。

構成員につきましては17名ということで、先ほど申しました各集落から代表的な方が参加していただいているということでございます。そのうち4名は、法認定の認定農家ということでございまして、この方々がその作業のバックアップをしていただくということになっております。

今後、こういう部分につきましては、十分協議会の中で調整をしていただきまして、所期の目的が達成するような作業が進みますことを期待するというものでございます。

それから、商工関係の小規模事業経営支援事業につきましては、先般の9月の定例会にもご質問があったように、2分の1ということでございますが、実際、支払いをいたしました金額につきましては、丹波町の商工会につきましては620万円、和知町につきましては550万円、瑞穂町商工会につきましては684万2,000円ということで、総額1,854万2,000円の支払いを完了しております。

議員ご指摘のように、2分の1という京都府の方からのご指導もございますので、平成19年度につきましてはその方向で、財政担当とも調整いたしまして、できる限りそういうような方向で進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） それでは、3つ目の教育関係のご質問に対してお答えをしたいと思います。

今、議員さんからございましたように、19年度から三ノ宮小学校に支援を要する子どもさんが入学をされるということで、18年度の初めから、保護者の方々、それから学校関係とも協議をさせていただいて、どういう受け入れ態勢を整えていったらいいかということで協議をさせていただいて、今回、バリアフリー化を中心とした施設の改修の経費をここに計上させていただいたところでございます。

もちろん、エレベーターなどを設置もする方が、それはいいことはいいわけでございますけれども、まずは子どもさんが入学をされて、その状況を見極める中で、保護者の方、それから学校の先生方とその様子を検討する中で、どういう方法が今後最も子どもさんの成長にふさわしいのかということを見極めていきたいというふうに思っておりますので、今しばらく時間をいただきたいなというふうに思っている次第でございます。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和之君） 26ページ、27ページにかかわりまして、保育所費の時間外勤務手当並びに次ページの臨時雇用賃金について、お尋ねしたいというふうに思います。

残された期間あとわずかの中で、金額にすると結構多額の金額の増額補正ということになっておりますが、この背景にあるもの、そしてどういったことに使われるのか、お尋ねをしたいと思いますというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 朝倉子育て支援課長。

○子育て支援課長（朝倉富雄君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、保育所費の時間外勤務手当でございますが、これにつきましては、今まで代休扱いをさせていただいておったわけですが、職員数から言いますと、代休を取りますと保育が欠けるといいますか、代替職員がなかなか確保できないという状況の中から、保育所につきましては時間外手当を支給させていただくということで、基本的には代休扱いとさせていただいておりました。しかしながら、結果としては、そういった需要がございますして、不足ということで計上させていただいたところでございます。

それから、臨時雇用の関係でございますが、これもこの夏、8月より加配を要する、いわゆる障害者に対する保育士の一時補充なり、あと調理員、これにつきましても、桧山保育所につきましては1名不足をしておるといふようなことで、今までおかず等につきましても2

品から3品しておったんですが、統合いたしまして各保育所統一化を図るために、それぞれ毎月給食員の会議を設けております。その中で、4品に統一させていただいて、やはり食育といえますか、そういった栄養管理に注意を配りましてやっているところでございまして、臨時職員によります補充をしておったわけでございますけれども、1名増やさせていただいたというふうな状況も生じまして、増額をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和之君） 今、臨時雇用賃金について、1名の増員というふうにお伺いしたわけですがけれども、いずれにしましても残された期間の中でのいわゆる増額補正というのはいかがなものかなと、そんなふうにする部分があるんですけれども、臨時雇用にしては高過ぎへんかなと。一定、この部分が前倒しされておって、いわゆる早い時期から賃金の支払いがあつて、結果として今日に補正をしなければならんということであれば、やはりもう少し早い段階でそういったことを取り組むべきではなかったかなと、そんなふうにするわけですがけれども、お尋ねをいたします。

○議長（岡本 勇君） 朝倉子育て支援課長。

○子育て支援課長（朝倉富雄君） 仰せのとおりでございまして、まことに申しわけなかったと思いますが、そういったことで加配が1人増えたのと、今申しました給食員の1名。

それから、言い忘れておりましたが、延長保育も増えておまして、その関係で増額したわけでございます。

以後、こういうことのないようにまた気をつけさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 8番、小田君。

○8番（小田耕治君） 歳入の3ページ、地方交付税の件について、1点お尋ねをいたします。

この中の特別交付税で、9,734万円の減額措置ということで、この減額につきましては17年度の決算を迎えた段階で、18年度見込んでいた合併に伴う支援措置分が見込まれない、過大過ぎたということで減額されたというふうに説明を受けたわけですが、これは合併当初見込んでいた金額なり考え方がどのように変わってきて、今後どういう見通しなのかという件について、お尋ねをしたいというふうに思います。

これから先も、この合併支援措置分について、見込みがないのかどうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） ただいまの特別交付税の関係でございますが、合併特例措置分ということで、これは数値として合併前に明らかになっておりまして、その額が、試算額が6億5,540万円というふうになってございました。その6億5,540万円を3年間で特別交付税として措置しますということで、1年目がその半分ですね、3億2,770万円ということになってございました。

私どもの町は、17年の10月に合併をいたしましたので、約半年の期間しか17年度はなかったということになってございまして、その分がどれだけ17年度の決算の特別交付税に措置されたのかなということを見てもみますと、旧3町の16年度の特別交付税からの伸びは6,600万円ではなかったということになってございます。言いかえますと、3億2,700万円、本来は伸びるであろうはずの特別交付税が6,600万円余りしか伸びなかったという現実がございました。

それをもとに、今回、もう一度試算をやり直したわけでございますが、この2年目の18年度はほんならどうということになっていたかということ、1億9,660万円は特例措置があるということが当初の試算でございまして、したがって、この18年度の当初予算を編成するときに、編成段階で私どもの町は半年分しか17年度は経過をしていないということで、その満額の3億2,770万円が上積みされへんやろうという想定も含めまして、この18年度に一定幾らかは特別交付税が翌年度に繰り越されるのではないかなということも想定をいたしまして、少し多めに見積もっていたということになってございます。

17年度の決算の見込みが6,600万円余りしか伸びなかったという前提も踏まえまして、今回減額をさせていただいた後の特別交付税の額を7億5,560万円余りを見込んでおります。昨年の6,600万円に対して、約半分の3,300万円ぐらい伸びるかなという形で、今のところ試算をしておるといって状況でございます。

○議長（岡本 勇君） 8番、小田君。

○8番（小田耕治君） そうしますと、これから先の話になるんですけども、19年度なり17年度の残り半年分なりの合併に伴う支援措置というのに対しての見通しというのは、当初の合併するときの6億5,540万円に至るまでの金額に対しての見通しがあるのか、18年度なり17年度と同じような形での減額になっていくという見通しなのかどうか、お尋ねします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） もともと特別交付税の性格と申しますのは、いわゆる特別な財政需要ということにおいて交付をされるものでございまして、その算定の仕方、内訳等は都道

府県が市町村には全く公開をしていないということでございまして、我々が予算を見積もりますのは、どうしても前年度からの伸びに頼らざるを得ないという状況でございます。

もちろん、国の地方財政計画に占める特別交付税の割合、こういうものはお示しをいただくわけですが、こと単独の市町村からどうやってこういう伸びを見るかという、これまでの経過、伸び率でしか算定せざるを得ないという状況がまずございます。

したがいまして、今のところ、3億2,700万円余り、合併の特例措置があるという前提でおったのが、6,600万円しか現実伸びなかったと、1年目がですね。2年目は、今のところ1億9,660万円の措置に対して、3,300万円余りぐらいしか見込めないという現状でございますので、19年度については、ルールからいきますと1億3,100万円余り合併特例措置があるということにはなっておるわけですが、そのうち、これまでの経過からいきますと、2,000万円前後ぐらいの考え方しかできないのではないかなというふうに思っております。

ただ、京都府さんがおっしゃいます合併特例措置の考え方でございますが、それが今までの特別交付税の額に全く上積みをされるというような考え方ではないようございまして、従前措置されてきたものが減って、それに対してこの合併特例措置分は丸々見てありますよというような説明しかしていただけませんので、私どもも非常にそれはつらい返事をしているというのが現状でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も、何点かお尋ねをしておきたいと思うんですが、一つは、歳入の4ページの土木使用料の住宅の過年分というのが374万4,000円、17年度分として入っておるといことなんですが、これはまとめてこのように計上したということなのか、いわゆる9月議会からこの12月の議会の間だけこれだけ入ったということなのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

それから、11ページの諸収入の中の雑収入ですけれども、町農林漁業関係補助金返還金というのが42万4,000円あるんですが、これは具体的にはどういうことで補助金の返還ということになっておるのか。一たん、これでいきますと補助金を出したということですが、何か規則とか要綱に違反をしておったとか、そういうことで返還されたということなのか、お尋ねをしておきたいように思います。

それから、歳出の関係でございましてけれども、14ページの総務費で、委託料で施設の維持管理委託料が91万円減になっておるんですが、これは具体的にはどこの施設、財産管理でございまして、具体的にはどういう理由で減になったのかということと、用地の

借上料というのが24万円あるんですけれども、これは、どこの用地をどういう目的で借り上げておるのか伺っておきたいと思います。

それから、17ページの地域振興事業費の中の118万の自治振興補助金の減があるんですけれども、具体的には金額的にも大きいわけでございますけれども、どういうことで減額になっておるのか。当初、当然予算査定をされたときに一定基準、それから要綱等がありますので、それに基づいて算定をされたと思うんですけれども、どういうことであったのか、お尋ねしておきたいというように思います。

とりあえず、それだけ聞きます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 4ページ、土木使用料、住宅使用料の件でございますけれども、9月議会で17年度の過年度分の滞納額375万4,000円ということでご承認いただいたわけなんですけれども、当初、1万円のみ予算計上ということでしたので、差額の方を予算計上させていただきました。皆入ったというわけではございません。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 11ページの町農林漁業関係補助金返還金でございますが、これは京都縦貫の関係で、旧瑞穂地内の大朴地内の養鶏場があるんですが、そこに走っております農業用水路、これは以前、旧瑞穂町で設置されたということを知っておるんですけれども、そこが買上対象になるということで、その部分の補助金の部分を返還していただくということでございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 14ページの財産管理費の関係でございます。

まず、1点目の委託料の施設維持管理委託料の減額は何かということでございますが、これは町有地を、曾根のクリ園を売り払いをしたわけでございますが、これにかかります維持管理経費を見ておりましたので、その分の減額を主なものとするものでございます。

それから、使用料賃借料の用地等借り上げ料の24万でございますが、これについては、まことに申しわけございませんが、和知の生涯学習センターの用地借り上げ料の計上分に錯誤がございましたので、正規の額を計上させていただくものでございます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 17ページの自治振興補助金の減は、どのようなものかのご質問でございますが、こちらにつきましては9月の補正でそれぞれ予算の方は、本予算の

方をおつけいただいたところでございます。その後、内容等を精査させていただきまして、現地の方も確認もさせていただいたところでございますが、1カ所、集会所の施設におきまして、通常の維持の管理の部分にかかる部分の申請でございますが、やはり全体的な補助金の内容から考えまして、通常の維持でお世話いただく部分は、維持としてお世話いただくということでの決定をさせていただいた関係で、1カ所分の集会所の予定分が減となったことに伴います減額ということでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 31ページの農業関係の中山間地域直接支払事業補助金ですが、瑞穂と和知は全域予算化していたということでありますが、ほかにということで、これは急傾斜、緩傾斜はどのようになっているのか。また、関連して、過疎地になりましたが、何も恩恵のない平坦地がかなり、丹波におきましては要件に該当しないところがあるわけですが、そういったところについては単独事業がなくなってしまったという状況ですが、来年、新年度予算も含めてであります。いろいろな国の補助事業も新しくできているようでありますが、その点についてはどのようになっているのか。

それと、同じページの堆肥化施設整備工事ということで59万5,000円上がっておりますが、これは改善をするということで、まだ実際に工事がされていなくて、その予算化だと思うんですが、これから冬に入ってくるんですが、そういう簡単にできる、爪とかいろいろおっしゃってましたが、できる、そういうものなのか。

以上についてお聞きします。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 中山間地域直接支払交付金につきましては、議員おっしゃるとおり、旧丹波地域が過疎地域の指定を受けたということで、平成18年度の交付金ということで、今いろいろ事務を進めております。

京丹波町全体で交付金総額が現在のところ、1億1,346万程度になっております。そのうち丹波地域につきましては2,826万程度でございます。その中には、議員おっしゃるような急傾斜地分ですとか緩傾斜地分がございます。急傾斜地分につきましては50万程度でございます。残りは緩傾斜ということになっております。

それから、中山間地域から該当しない部分につきましてはどうかという部分でございますが、これも平成19年度から農地・水・環境保全向上対策という国の事業が施行されます。京丹波町の基本的な考え方といたしましては、中山間地域に該当しない部分について、その事業で補てんと申しますか、集落の理解を得ながら進めていきたいというふうに思っております。

ます。今、実施見込みをつくっておりますが、要望地区数につきましては現在のところ、11カ所程度あるんじゃないかというふうに調査をしております。

対象面積につきましては200ヘクタール程度ということになっております。丹波地域につきましては水戸、須知、上野、上蒲生、院内、豊田、富田、瑞穂地区につきましては橋爪、和田、井尻、坂井、和知につきましては本庄、というこの地域について、集落の関係者に説明する中で理解をお願いできれば、やっていきたいと思っております。

それから、10アール当たり、この交付金につきましては4,400円ということになっております。

それと、堆肥センターの関係でございますが、ここでお願いしております工事につきましては、南部のレールのかさ上げとタイヤが走る部分の土間コンのかさ上げということでございます。工事につきましては認定いただければ、すぐに取りかかりたいと思っております。工事につきましては順調にいくと思うんですけども、その後の管理につきましては十分注意をしながら、指導もしながらやっていく予定でございますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もう何点かお尋ねしておきたいと思うんですが、22ページの民生費の関係で、委託費の共同作業所の運営委託料ということで、人件費が主なものという説明があったんですが金額的に非常に、2,000万を超す金額になっておりますので非常に大きいわけですが、どういうものが減額の中身になっておるのか、お尋ねしておきたいと思っております。

それから、その23ページの利用者負担の軽減対策補助金というのが638万7,000円の減なんですけど、当然見込みを立てて予算化されておると思うんですが、どういう見込み違いなのか、お尋ねしておきたいと思っております。

その下の扶助費の関係では1,415万2,000円、全体で減になっておるんですが、障害者の制度が変わったということで、これだけの減になったのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

それから、30ページの負担金補助及び交付金の有害鳥獣の施設設置事業補助金の関係なんですけれども、委員会でも若干お尋ねをしておったんですが、全体で補助率としては6割程度ということをお尋ねしたんですが、今回の減額は、予定しておった府の補助が減となった分ということで説明も聞いたんですが、この有害鳥獣等の施設設置というのは非常に、今

後も要望も強いわけでございますけれども、府のこの補助金が変わることによって、町としての補助率が変わることになるのか。一定6割以上というのを厳守といいますか、保っていくということなのか。当初の予定では8割というのが、合併協なんかでは出されておった率やったと思うんですが、その辺についての考え方を1点伺っておきたいというように思います。

それから、39ページで小学校費の小学校管理費、教育費の小学校管理費の需要費の中の水道光熱費513万8,000円の減になっておるんですけれども、非常に減が大きいわけでございますけれども主にどういうことで、節水やとかそういうことに努力したということなのか、お尋ねしておきたいと思います。あわせて修繕費についても、予定しておったものとの違いがあるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、42ページの工事請負費の和知中学校のグラウンドの防護の施設改修工事ということでネットの追加分という説明があったと思うんですけれども、当初の見込みと50万追加ということですので、どういう違いといいますか見込み違いがあったのか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、46ページの公民館費の中の清掃委託料というのが減に、69万9,000円になっとるんですが、具体的には、これはどういうことで減ということになったのか、お尋ねしておきたいと思います。

あと、教育費の学校給食費の中で、臨時の雇用賃金なり材料費の減が多いわけでございますけれども、その原因といいますか、何なのかお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） まず、ご質問の22ページの共同作業所の運営委託料の2,000万円の減についてでございますが、職員分、いわゆる和知作業所の支所長が退職をされたということで、局長が異動をされた分ということで340万ほど減をしておると、関連して申し上げますと、下段の負補交の中で障害者の共同作業所入所訓練事業等の補助金というのがございます。これをあわせ持っておりまして、共同作業所の通所者が増えますと、こちらの方の補助金が増え、委託料が減るという部分での差し引き、並びに職員の人件費につきましては職員数が計12名、丹波、瑞穂、和知の共同作業所におりまして、その関係で補助金部分につきましては、通所者1人当たりの単価プラス運営費足す加算というのがございます。その部分を補助金の方で出し、残りを委託料で出している関係で重複をしたということで、大変申しわけなく思っております。

さらに、利用者負担の軽減についてでございますけれども、当初、国の方では、この関係

で103名を予定しておりました。しかしながら、ふたをあけてみますと利用者数も少なく、そして、利用された方のサービスも少なかったということで、こういった形で実績見込みということで638万7,000円の減額ということにさせていただいております。現在、通所で、この利用をされておられる方は4名と、あと、医療の関係では48名ということになっております。

自立支援医療費の給付についてですけれども、これにつきましては平成18年の4月からの部分で費用の減少ということで、心臓とか、あるいは下肢の申請が大半でありましたので、これも実績に基づきまして減額とさせていただきました。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 私の方からは、同じく23ページの関係の扶助費の1,415万2,000円の減額にかかわっての理由でございますが、私どもが所管させていただいている部分で重度心身障害老人の部分で849万5,000円の減額と、それから、心身障害者医療の給費費505万7,000円の減額の関係でございますが、当初予算の見込み、昨年度の実績見合い分等で予算を来ているわけでございますけれども、本年度に入りまして6カ月が過ぎ、その推移を見ますと昨年度より若干伸びが落ちておるといふうなことから減額をさせていただいたものでございまして、制度改正等ではないということでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） 30ページの有害鳥獣の関係でございますが、現在、府の補助率につきましては10分の4になっておりますし、要綱上は10分の8以内で補助するというふうになっております。この部分につきましては10分の5ということが前提でございまして、京都府の方の補助率も下がってきているということで、今現在、交付要綱の見直しをやっております。

基本的には、要望事業に対しまして府の補助金が下がったといっても、その部分を町単費で補てんするということは考えておりません。基本的には10分の6以内で今後対応していきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） それでは、私からは教育費関係のご質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、39ページの下段の需用費の光熱水費、修繕費でございますが、これは主に

は、ひかり小学校の関係でございます。ひかり小学校、16年度ぐらいから漏水が始まりまして、17年度は相当数の漏水がありまして原因を追究して、17年度末には一度修理を終えたわけですが、なおかつ漏水が止まらないということから、一定水道代も加算して組んでおりました。今年の夏に、これはおかしいということで建設業者、当初建てた業者さんに再度来ていただいて、徹底的に調査をしていただいたところが漏水箇所が発見できて、これについては業者さんの瑕疵ということで何とか認めていただいて、修繕費も安くしていただいたし、その関係で水道代が浮いてきたということから光熱水費が減になったというのが一部でございます。

もう一つは和知小学校で、これは、こちらの積算誤りなんでございますが、小学校と併設しております給食センターがございますが、ここの水道代、電力料を二重計上しておったというのが判明をしたので、その分で減額をさせていただいたということで、合わせて高額になったということで申しわけなく思っております。

続きまして、42ページの中学校のグラウンドの防護柵でございますが、これについては新たに立ち上げた修繕工事でございますが、グラウンドの国道側のフェンスが低いために、打ったボールが国道の自動車に当たるという、そういう事故も発生しておったということからフェンスをかさ上げするという工事でございます。

それから次に、46ページの公民館費の清掃委託料でございますが、これについては和知のふれあいセンターの分でございますが、当初予定をしておりました清掃回数を少し少なくしても保たれるということから、シルバーさんにお世話になっておった回数を少なくさせていただいたところから減が発生をしたということでございます。

それから、47ページの学校給食の関係でございますが、これについては当初の見積もりが今年の1月ぐらいに立てたというところで、その当初は大変、その調理員の確保に苦慮しておったということで、たくさんの手間が要るのではないかと、あるいは、すぐ雇用しても慣れていただくのに二、三カ月、特に旧瑞穂は自校給食ですので、すぐには対応していただけないということから、OBさんの雇用も考えながら進めていきたいということで計画をしておったところが、新しく雇用した職員さん、臨時雇用の方がうまく適応していただいて早く覚えていただいた関係で、臨時のOBさんの雇用が不要になったということから、臨時賃金が余ってきたというところでございます。

それから、賄い材料費の関係につきましても、各学校の給食センター含めて精査をいたしましたところ、不用額が発生してきたということから減額をさせていただいたところがございます。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和幸君） 時間が経過する中で大変申しわけなく思っておりますが、1点のみお尋ねしたいというふうに思います。

今回、17ページですけれども、自治振興補助金がいわゆる補助対象に当たらないということで減額をされておりますが、こういったことについては、基本的には予算計上するまでにしっかりと精査しておく必要があると、こんなふうに思っております。

また、このことも含めまして、それぞれ農業費等で補助金が確定されたわけですけれども、少なくとも翌年度の事業開始に向けて、それぞれ計画を組んで補助申請をされておるわけにありますので、できる限り早い精査による確定によって予算計上されることが望ましいというふうに考えるわけですけれども、今後における考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ご指摘でございますように、自治振興の補助金につきましては、旧来、和知それから丹波におきまして、それぞれ自治振興の補助金というのを設けさせてもらっておりました。今回その要綱を新しく、本年になってすぐに定めさせていただきまして、2月にもそれぞれ区長さんの方にお配りをさせていただきまして、こういう要綱で、こうして、この共同でお進めいただきます施設等の整備についてお助けをさせていただける部分ができましたのでということで、それぞれお知らせをさせていただきまして、中には新しく、4月に交代になられた区長さんもたくさんおいでになりまして、また、その中で、それぞれお知らせする中で、6月の末日を締め切りにしてということで、それぞれの事業の要望の方もお預かりをさせていただきました。

そんな中で期間も限定もあり、また、さまざまな要望の内容等々もございまして、最初のスタートの年に当たりまして、やはりきちっとしたその運用をさせていただき、これは維持管理の部分、この分については当然補助金として施設の維持管理上、どうしてもしなければならぬ部分等々を、やはり私どもの中でもしっかりと見定めさせていただく中で、すべてのご要望をいただきました申請額に対して、それをそれぞれ補助基本額とさせていただくには少し、やはり問題があるということで、補助基本額とさせていただく範囲を定めさせていただき、また、その中で詳しく内容等もお聞かせもいただいたところでございますが、現実に見積もりの内容等々を見させていただく中で、これはどうしても補助基本額から外させていただくということが妥当であるというような考え方も、今回のこの18年度の自治振興の補助金を進めさせていただく中で、今後において活用できるようにというような考え方も一

緒に持たせてもらっての取り組みというふうに今年はなっておりますので、19年度からは今年決めましたそれぞれの考え方を、そのまま進めさせていただきまして、以後の自治振興の補助に、活用に努めさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 1番、西山君。

○1番（西山和樹君） 二つだけお伺いしておきたいと思います。

これは32ページにあります農村情報施設の管理費ということで、CATVだろうと思うんですが、これで時間外手当が一気に80万がぼこっと補正予算で計上されておるんですが、一気に80万、それでどういうことなのか。余りにちょっと大きいので、どういう特別なことがあったのか。そのあたりを一つお伺いしておきたいのと、それから、その次のページ、33ページの、これ、私の勉強不足だろうと思うんですが、緑の公共事業というものの内容と、それから緑の担い手育成事業というのは、どういう事業を具体的にやっておられるのか。一気に両方合わせて500万というのが計上されておるわけですが、一気に、急にそういう必要が生じたものなのかどうか。そのあたり、あわせて二つお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 西山議員さんからのお尋ねの32ページのCATVの管理に伴います人件費の補正でございますが、どうしても当初から、ある一定の見込みはしているわけでございますが、祝日、それから土日にかかります行事がたくさんございまして、そちらの方にも取材というようなことがございまして、どうしてもそちらの方で皆様方に起こった行事の内容をお伝えさせていただくのが一つの務めであるというふうな考え方の中で、最初の当初の見積もりよりも少し変わっております。大体今までの実績を見まして、予算残額と比較させていただきまして、残る12月、1月、2月、3月の年度末までの不足分を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） まず、第1点の緑の公共事業でございますが、これは森林適正整備推進事業と申しまして、間伐あるいは間伐材の搬出を促進するという事業でございます。各森林組合に委託をしております。事業費が1,539万9,000円ということになりましたので、その部分の補正ということになっております。

それから、緑の担い手育成事業補助金と申しますのは、森林組合の作業班の社会保険の事

業主掛金の補助ということになっておりまして、今回、18名が新対象というふうになっております。その部分につきましての補正ということで、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより議案第117号を採決いたします。

議案第117号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時といたします。大変遅くなりまして恐縮でございます。

休憩 午後 0時35分

再開 午後 2時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第20、議案第118号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第20、議案第118号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これにて質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第118号を採決いたします。

議案第118号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第118号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第119号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第21、議案第119号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 常任委員会でもいろいろとお聞きをしていたわけではありますが、今回、医療諸費の減額4億780万ということで、それに伴う歳入の減額補正もされているわけですが、お聞きしますと、昨年度の医療費が高く推移したので、それを無視できず膨らませて予算化したということではありますが、課長自らおっしゃっていましたように、3,000万円余りの一般財源を拘束したということにもなりますし、やっぱり専門的にずっと仕事もしていただいておりますので、住民の立場からすると、もう少し慎重に、昨年だけではないので、これまでのずっと推移も勘案すればこういうこと、こんな多額の補正をしなくてもよかったのではないかというふうに思っております。再度お聞きをしておきます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） ただいまのご質問でございますけれども、提案理由説明の詳細の中でもお断りをいたしたとおりでございます。今後におきましては、それぞれの推移等につきまして十分なる精査をし、また、状況等を把握する中で、適正な予算見積もりに努めてまいり所存でございますので、よろしく願いたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います

討論はありませんか。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第119号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論を行います。

今回の補正は、歳入歳出の予算をそれぞれ4億790万減額補正するものであります。先ほど課長からも答弁ありましたように、昨年度の高い医療推移を勘案して、平成18年度の

予算に反映をしたということでもあります。この会計におきましては国と公費の部分と、それから支払基金からの拠出によります会計でありまして、それぞれ必要な額をそれぞれの持ち分からお金を出し合って行う予算であります。いたし方ないという部分もよくわかりますが、住民の立場から考えますと、このことによりまして3,032万2,000円が拘束されたということでもあります。

そうしたことから見ますと、逆に不足した場合に増額補正、こういうことの方がまだ私たちとしては、住民の立場から考えますと理解できるということでもあります。やはりもう少し慎重に予算を組んでいただく。このことが住民の立場から大切であるということを目指をいたしまして、反対の討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。

議案第119号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第119号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第120号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第22、議案第120号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、歳出の5ページの負担金補助及び交付金の中の分でございますけれども、利用者回数の増ということで説明があったんですが、それとあわせて介護予防サービスの関係でいきますと、介護予防サービスの給付の関係は実績見込みの減と、こういうことになっているんですけども、具体的には、そういうサービスの内容、また利用の状況、そういう関係もあると思うんですけども、どういように担当課としては、こういう状況を見ておられるのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） どのようにということですか。

介護サービスの関係につきましては、当初見積もりでは365名の方がこれを利用されるということで予定をしておりました。また、9月補正でも増額をさせていただいたところでありまして、さらに、実績見込みによりまして452名を見込み、介護の方では増額をさせていただいたということをございます。なお、利用回数につきましても、ヘルパーが1人にかかわる回数が増えたということをございます。なお、介護予防サービスの方は、要支援1、2の人の利用者が少なくなったということになっております。

介護保険法が改正をされまして、要支援1、2、あるいは要介護1の方の見直しを行った結果、相当の方とかいう形での対応で予算を組んでおりましたので、今回、要介護認定の区分がほぼ終了したということで、こういったことになったというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。

議案第120号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第121号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第23、議案第121号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 3ページの分担金・負担金の関係で絡めてお聞きしたいんですが、団地の給水ですが、一般質問のときに、平成18年度ですね。みのりが丘、6月に給水を開始したということでありまして、それと同時にグリーンハイツにおいても、その給水をしていたというふうに答弁でお聞きしたわけですが、これは、グリーンハイツについては、

その管同士はつないでいないけれども、給水いうのもされたということは、どういうことなのかということが一つお聞きしたいと思っております。

それから、水道施設費ということで工事請負費も上がっているわけですが、水道統合計画の中で畑川浄水場は完成して、急速ろ過で工事が施工されて稼働してるんですが、さらに、将来的に高度化施設ということで10億円余り予算化がされているんですが、これは、さらに、急速ろ過プラスそういう高度化処理できる、そういう施設をつくっていかなくてはいけないのか。どういうことから、そういうものが必要なのか。2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） ただいまの東議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

平成18年6月からみのりが丘を接続いたしまして、給水を開始いたしました。なお、グリーンハイツにおきましても給水というふうなことで申し上げましたけれども、グリーンハイツにつきましては、直接、みのりが丘のように管をつないで給水を開始したということではなしに、給水区域に入れて管理をさせていただいておるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、統合計画の高度処理のことにつきましてでございますけれども、これにつきましてはダム完成後、ダムからの取水を開始したときに、一度と申しますか水質検査を行いまして、多分流れておる水ではないので、富栄養化等があるかというふうなことを思っております。この辺で水質検査の結果によっては、高度処理の施設を設置していかなくてはならないというふうなことを思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 水質ですけれども府がダムをつくるということで、町は定期的な時期にこの場所を、定まった場所で水質検査していますが、この府というのは常時、ダムをつくる側として水質の検査というのは実施してもらっているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） ただいまのご質問ですけれども、府においても実施をしておるということでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 京丹波としては直接、その水質検査というのは聞いておられないというのはおかしいし、知っておらなくてはいけないと思うんですが、水質については町がダムをつくと要望しているので、そういう点について京都府がどんな、どういうサイクルで調査をしていて、どういう状況なのか、わかっておりましたらお聞きをしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） すいません、一般項目におきまして水質検査をしておるといふうにお聞きをしておりますけれども、ちょっと年間何回かというのは、ちょっと申しわけないんですけれども把握ができておりません。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。

議案第121号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第121号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第122号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第24、議案第122号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですけれども、歳入とのかかわりではありますが、今回、府のバス路線の維持補助金というのが減額になったと。説明では、町営バスの路線の関係でスクールバスの路線として認定をされたということで、その分交付税算入がされるということで、府の補助金が減額になるという説明があったと思うんですけれども、交付税の算入というのは、よくいろんな場所で使われるんですけれども、それを基準

額でずっと差し引くとマイナスが増えるという、こういうことにもなるんですけども、今回の場合に、そういう一つの基準に基づいて、一般会計からの投入も含めてするんだということだったんですが、基本的な考え方としては、そういう考え方なのか。ほかのいろんな事業をやっとるわけでございますけれども、例えば病院事業でもやっておると。交付税算入が何ぼというような基準は出てくると思うんですけども、それを足せば当然、来る交付税も全然足りないというのがこれまでの状況かと思うんですけども、その辺のいわゆる考え方というのは、すべての特別会計に、考えとしては、そういうふうに考えていくのか。いや、バスの事業は特別に、そういうふうに考えたということなのか。ちょっとその点、伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） ただいまの山田議員様からのご質問でございますが、この町営バス路線につきまして、空き時間を利用して一般乗降も可能というふうな考え方に変更しまして、スクールという考え方で進んでいただくなれば、それに対する交付税の算入ということを検討いたしますというような、新しく交付税の考え方の方が変わってまいりまして、私どもも、ほとんどの町内で走っております路線がスクール対応というようなことになっておりますので、可能な限り有利な財源を求めてということで、そちらの方の認定をいただくべく18年度から申請をさせていただきまして、おかげをもちまして最終的に隔週といえますか、週に何回か走っている路線等もあるんですけども、大別いたしますと11の路線で走っております。

そのうち1路線だけは、どうしてもスクールとして認めることが難しいというようなことがございましたので、残ります10路線につきまして認定をいただくというような形になりまして、ほとんどのところでスクール対応というようなことになった関係で、少し計算的には変則的になっておりまして、今年の4月1日までは、旧のそれぞれの町で動かしてもらってございました二つの町の町営バス、それから、5月1日からは新路線に再編させていただきまして、現状の町営バスの方を動かさせてもらっているんですけども、その計算の中で交付税の算入額というのをそのまま一応カウントさせていただかなければならないというようなことになっておりますので、それを計算させていただきますと18年の予定分が交付税と、それから運賃収入と、あとは、以前から和知の方でお世話をいただいております受託の収入というようなことでスクールの関係のものを足しますと、そのお金の方が期間内に必要になった経費よりも上回るというようなことになってまいりまして、維持に係ります府の補助金は皆減というような形になってきたということでございます。

なお、交付税の考え方につきましては、そのバス路線といたしましては、そのような導入の方法があるということで、そちらの方に振り替えをさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと総務課長にお尋ねしておきたいんですが、合併特例債のときの話もあるんですけども、府としては府補助金が2,300万円減るということもあると思うんですが、本町としては、その交付税算入で、ほんならそれだけ上乘せがはっきりするんかどうかということからすると総額、総枠の中で、午前中にもありましたように、内容についてははっきりわからないと、こういうことになるわけなので実際にその辺を、どちら側をとるかというのも一つの、この財政的な関係で言うと非常に大事だと。確かに、それは話としてはよくわかるし、交付税が増えてそんだけもらえるんやということなら、それの方が有利かと思うけども、実際入ってくる金を見れば、合併の特別交付税じゃないですが、計算上ではそうなるけれども、実際はほんまに微々たるもんだという、こういうこともあるんで、その辺の考え方をね。どちらをとるかという問題と、やっぱり判断をしていかなと、こういう財政の厳しい中でございますので、判断のことは非常に大事だと思うんですけども、その辺の基本的な考え方というのはどこに置いておられるのか。今度の場合でしたらどうなのか。お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 交付税につきましては、普通交付税と特別交付税と二つに分かれるわけですが、普通交付税については算定の基礎から計算の手順、出てくる答えまで、すべてわかっております。したがって、今回のバスのこの交付税の算入額についても、普通交付税で10台分5,640万円が算入されておるというふうに、数字としても出てくるわけですが、したがって、他の会計との繰り出しとの関係も、先ほどもおっしゃっていただいておりますが、少なくとも交付税に算入されております他の会計にかかわる算定分ですね。これは最低限、少なくとも一般会計から特別会計に繰り出すべき額であろうというふうに思っておりますし、そのようにさせていただいているところでございます。

なお、それ以外の部分で他の会計に対する繰り出しの考え方については、いわゆる繰出基準というふうに定めてある部分がございますが、それに従いますもの、例えば、介護保険でございますとか老人保健でございますとか、そういう考え方のルールにのっとるもの。それからもう一つは、特別会計の財政運営上、健全な運用を行うために補助金的に繰り出さざる

を得ないものと、この三つの考え方を総合的に判断をさせていただいて、繰出金として計上させていただいておるということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第122号を採決いたします。

議案第122号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

《日程第25、議案第123号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算
（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第25、議案第123号 平成18年度京丹波町育英資金給付
事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、歳出4ページの奨学金が今回300万円減になっているんですが、見込みとして予定しておったけれども審査といいますか、結果、対象が減ったということでありましたが、当然こういうものがございますから、奨学金基準というのをきっちりつくっておることなんですが、非常にこういう今の経営や暮らしが大変なときに、また、対象となる子供も当然減ってきておる中で、一定のそういう幅を持たすと、基準を下げるといいますか、そういうふうなことは毎年見直しをして、その状況に応じた基準というのをつくっておられるのか。いや、あくまでも当初つくった基準で来ておるといことなのか。その辺についてのちょっと考え方、伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） お答えをさせていただきたいと思います。

現在、育英資金の条例の施行規則というものを定めておまして、それに基づいて今回8月23日でございましたけれども、育英資金の評議員さんで検討をしていただいて、この結果となったということでございます。一定規則ということで定めておりますので、これについては尊重していかなければならないというふうには考えております。

今後のことでございますけれども、また、審議員さん等でご議論いただいて、ぜひ変えるべきだというふうなご意見が多数出た場合については、また内部でも検討をさせていただいて、基準の変更というのもあり得るといふふうに思っておりますが、こないだの会議では、そういうご意見が多数ということではなかったもので、19年度については現行のとおりさせていただきますたいというふうには考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。

議案第123号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

《日程第26、議案第124号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第26、議案第124号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第124号を採決いたします。

議案第124号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。

《日程第27、議案第125号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第2号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第27、議案第125号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより議案第125号を採決いたします。

議案第125号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第125号は、原案のとおり可決されました。

《日程第28、議案第126号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(岡本 勇君) 日程第28、議案第126号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長(岡本 勇君) 10番、山田君。

○10番(山田 均君) 担当課長に1点お尋ねしておきます。

歳出の4ページの直営林の枯れ松の伐採処理業務委託料ということで予算が上げられておるわけでございますが、特に松林の関係で言いますと、松くいで枯れ松が増えていくということもまだあるわけでございますけれども、ただ、これ、枯れ松の処理というのは、これはこれで大事やと思うんですけれども、松くい虫の防除というのも引き続いて継続的にやっていく必要があると思うんですけれども、その辺の関係は、年間のそういう取り組みの中で位置づけられておるといことなのか。これは、たまたま枯れ松が非常に増えたということで、

この委託をするということなのか。その松くい虫防除とあわせて、ちょっと考え方があれば、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 今回の50万につきましては、枯れ松のまず全体的な調査を行うということでございます。その業務委託ということでございまして、その調査に基づきまして今後計画的に、そういった部分も含めて検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） あわせて、その調査をすると、それは当然必要やと思うんですけども、具体的には委託先というのは、これ、森林組合となるのか、専門的なそういう機関というのがあって、そこへ委託をするということなのか、お伺いしておきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 現在、この予算を計上するのに見積もりをいただいたわけですが、現時点で森林組合から見積もりをいただいております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第126号を採決いたします。

議案第126号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第126号は、原案のとおり可決されました。

《日程第29、議案第127号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第29、議案第127号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけれども、2ページの雑収入というのがあるんですけれども、財産区で雑収入というのは、具体的にはどういうものなのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） これはN T Tの電柱の敷地料を主なものとするものでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第127号を採決いたします。

議案第127号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第127号は、原案のとおり可決されました。

《日程第30、議案第128号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第3号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第30、議案第128号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課にお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、今回の補正については職員採用によるものということの説明もあったわけですが、これまでの説明によりますと看護師のいわゆる募集といいますか、4名なり5名という話もあつたんですけれども、具体的な説明の中では2名確保ということを知ったと思うんですけれども、そうしますと、あと2名なり3名の確保が必要だということになるんですけれども、具体的には募集のやり方といいますか、取り組み等はどのようなふうになされておるのか。もう2人で終わりということのなかも含めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） 今回2名を採用することにつきましての人件費の補正でございまして、あと3名ほど不足をしておるという状況でございます。その中で常に京丹波町ホームページの方で募集要項を出しておりまして、随時募集をしておるという状況でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 募集のやり方としてはホームページということでもございましたけれども、職安とかいろんな学校関係とか、そういうところへの働きかけというのもされておるのかどうか、伺っておきたいというのと、それから、京丹波町として瑞穂病院やそれぞれ診療所も抱えておるわけでもございますけれども、今非常に全国的にノロウイルスというのがね。テレビ報道も含めて非常に続発をしておるわけでもございますけれども、医療機関としては何か特別な対応、取り組みというようなことをされておるのかどうか、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） 看護師の募集につきましては、職安の方にも随時お願いをしておるところでございますし、また、今後、学校等につきましては、これからまた検討をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

ノロウイルスにつきましては、現在のところ発生はしておりませんが、常に手洗い等の履行を心がけておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第128号を採決いたします。

議案第128号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第128号は、原案のとおり可決されました。

《日程第31、請願第2号 郵便局機能の維持とサービス堅持を求める請願》

○議長（岡本 勇君） 日程第31、請願第2号 郵便局機能の維持とサービス堅持を求める請願を議題といたします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

16番、野口委員長。

○16番（野口久之君） 郵便局機能の維持とサービス堅持を求める請願につきまして20日、昨日でございますけれども審査をいたしました。

請願審査の報告書ということで、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号 第2号

付託年月日 平成18年9月12日

件名 郵便局機能の維持とサービス堅持を求める請願

審査の結果、採択ということでございます。

以上。

○議長（岡本 勇君） 以上、報告のとおりであります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

《日程第32、請願第3号 京丹波町民の住宅改修に助成制度の創設を求める請願》

○議長（岡本 勇君） 日程第32、請願第3号 京丹波町民の住宅改修に助成制度の創設を求める請願を議題といたします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

9番、畠中委員長。

○9番（畠中 勉君） 報告書の前に請願審査の経過を報告させていただきます。

本請願に当たりましては産業建設常任委員会に付託するということから、請願人あるいは紹介議員等の請願内容について、それぞれ事前に説明を受け、その取り組みの熱意を十分感じられた中で審査をしてまいりました。

9月22日に開催しました常任委員会において紹介議員からの説明を受け、審査を行いました。

10月30日に同継続審査となりまして、審査委員会を開催し、府の事業「環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業」とのかかわり等につきまして審査検討をいたしました。

そして、11月17日に委員会の私たちがわからない部分、あるいは、請願者、紹介議員等から福知山の方で取り組まれておる旨ありましたので、それを受けまして福知山市商工部振興課と、それから福知山市商工会議所へ研修のため出かけ、それぞれ取り組み状況をお聞きしてまいりました。市の商工部の方では事業内容、それから、事業の今後の取り組み等について説明を受けました。また、福知山商工会議所の方では、事業の経済効果あるいは事業の今後について説明を受けました。

その福知山市の市役所あるいは商工会議所等での話として、行政と商工会議所が一体的な取り組みをしておると。それは地域の活性化と雇用対策を目的として取り組んだと。設計、施工、資材の購入等、すべてにわたって福知山市内の業者から購入するというふうなことでなされていました。

12月18日、常任委員会で最後の詰めとして審査をいたしました。その中では、財政が厳しい状況にあり、新たな事業ができるのか、また、行政の公平・公正性が保たれるのか、このことにつきましては当初の紹介議員の中で口頭により当面2年間としてと、必要があれば延期も可能というような説明を受けた中で、短期的な事業であるというようなことを考え合わせれば、そのような公平・公正性が確保できるのかというようなことを検討いたしましたし、また、府の事業として住宅改修事業として、介護保険にかかわる住宅改修支援事業が、さらに19年度からは耐震改修促進法に基づく支援事業等が府の方で考えられておるといようなことを、研修を深めてまいりました。

そうした4回にわたります研修の結果、お手元に配ってありますものを朗読させていただきます。

平成18年12月18日

京丹波町議会議長 岡本 勇様

産業建設常任委員会委員長 畠中 勉

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号 第3号
付託年月日 平成18年9月12日
件名 京丹波町民の住宅改修に助成制度の創設を求める請願書
審査の結果 不採択

以上のとおりでございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、報告のとおりであります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） いろいろ審査をしていただいた上での結果であるとは思いますが、この提出をいたしました請願が不採択にしなければならないほど、どこが悪い原因であるかということをお教えいただきたいというふうに思います。

私たちは、この請願を提出するに当たり、全国のあらゆるところで取り組まれている住宅改修制度の研究とか、そういうことも一応一通り行いまして、そして、この京丹波町クラスの町では大体100万円程度の年間予算で、この事業をまず始めてみると、そこに経済効果が、大体10倍から20倍以上の経済効果がそこに生まれておるということも、いろいろなところから資料を取り寄せ、実際に行われている姿を勉強いたしました。そうした中で、この京丹波町でも景気が大変落ち込んでおるということで、建築職人のみならず建築資材を販売している店とか、そういうところにまで経済効果が波及するということを見越して提出したものでありまして、決して皆さんがお考えのような悪い制度ではないというふうに思うんですけれども、その点をどのようにお考えか委員長にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 9番、畠中委員長。

○9番（畠中 勉君） さっきも申しましたように、紹介者あるいは請願者の熱意につきましては、それぞれ事前にもお聞きしておりましたし、当日の説明の中でもそれぞれ熱意のあるところであるということは重々承知と申しますか理解いたしまして、そのために4回と重ねまして、慎重に審議をしてみましたところでございます。

その結果、私たちが最終的な判断といたしましたのは、京丹波町の17年度の実質公債費比率が19.6%であると。さらに、今後もこの数値は増加をする見込みがされております。そういった中での制度の設立は、景気対策としては一定の効果は期待できると考えられます

が、短期事業であり、すべての町民がひとしく恩恵を受けるかどうかについては考えにくいということでございましたし、また、諸事業、諸補助金の削減なり縮小がされておる中、財政の健全化に向けて、こういう取り組みがされておる中で本事業の創設は、今日的時点において考えた場合どうかということで、不採択の結果になったところでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東まさ子君） 今、4回ですか、いろいろ調査をされたということですが、福知山へ視察をされて、いろいろお話を聞かれて、福知山市がこの事業に予算を組んで、さらに2回予算を組んでおられるのではないかなというふうに、2回目は大幅に予算化の額が増えたのではないかなと思っておりますが、実際、その福知山市が予算を組まれた中で、その経済効果はそれぞれどのように上がっていたのかお聞きをしたいのと、大変厳しい財政の中で短期的なものであるので不採択というようなこともありました。今、今西議員からもありました100万円程度で一回様子を見てみたらということもありましたが、実際、本当に土木建設部門においては大変、公共事業のそういうものも減ってきているし、大変厳しい状況もありますし、それに伴うもろもろの関連する業者の方も潤うということでもありますので、やはり議会としても一考して、そういうのを採択することも大切な、住民の皆さんのためになるのではないかと思います。

いろんな補助金を削っておられるのは町長の方針でありますので、議会としてはぜひとも、こういうものに取り組むのも一つのよい施策ではないかなというふうに思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 9番、畠中委員長。

○9番（畠中 勉君） まず最初に、福知山の取り組み状況でございますが、これは16年度から始まっておりました。福知山市は京丹波町と同じく合併されました。18年の1月1日に合併されたところでございます。そうした中で、合併前から一応計画がされておるという状況の中で、おっしゃるように、16年度におきましては対象件数というものが93戸であり、17年度については、それが561件というふうに急増しておりました。それにつきまして当初予算としては1,000万円でありましたが、16年度、17年度も当初予算を1,000万円。その実行でございますが、16年度は1,000万円、それから17年度は4,679万5,000円というふうに普及をしております。

それにつれまして商工会議所で特別の事業としてTMO事業というものをされておられて、さらに上積みをされております。これにつきましては福知山全体で旧福知山市の世帯数が3万と、また、こういう事業を建設業者としては560業者ほどありますと、そういった

中で商工会議所として取り組まれておるものにつきましては、その商店街が八つあるそうですが、そこでの活用というか、すべてのものを仕入れるということで、その仕入れの品目につきましては前広に取り扱われておりました。

そういった中で福知山市としては、それが経済効果という数字はなかなか、使われたものが経済効果と言えるのかにつきましては、この京丹波町に即それを当てはめるとということにつきましては、なかなか当てはめにくく、私たちが経済効果というものについて、なかなか京丹波町に当てはめた場合にはわからないわけですが、福知山で聞く限りでは非常に大きな事業となっております。

それから、京丹波町としていろんなものを縮小、削減している、これは行政の責任といえますか、行政でやっておられることであり、議会としては、このように取り組むべきだというお考えのようでございますが、議会としては、あらゆることに責任を最後まで持たねばならないし、行政に対するチェック機能というものが議員には求められておるところでございます。そういった中での判断をしたところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も本委員会の委員でございまして、私は不採択に反対をしたわけでございますけれども、それぞれ今、委員からもお尋ねがあったわけですが、全国の19の都道府県、73の自治体で実施されておって、いわゆる経済効果や地域の活性化、雇用の創出に効果があるというのは、もう実施で折り紙つきということだと思っておりますが、要するに、要は財源的な問題考えた場合にどうかということになるわけでございますけれども、やはり京丹波町が個性あるまちづくりを進めようという方向も、町長も示しておられるわけですから、そういう点ではこういう制度をつくって、この町をしっかりとアピールするということが今非常に大事だというふうに思うんでございますけれども、そういった議論もされたかと思うんですけれども、そういうことが本当に今必要だというふうに思うわけですが、それについてお尋ねしておきたいし、今、個人資産の助成ということも言われるわけでありまして、住宅ローンの減税やマンション業者の立て替えということもあるわけでございますし、期間を切ってやるということについては、そういう面で言うと非常に効果もあって、活性化につながるというふうに思うんですけれども、そういう意見も申し上げたわけでございますけれども、改めて委員長にお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 山田議員、委員会で一応その中に、協議に加わってもうてるということでございますので、意向は尊重するわけなんやけども、それをあえてまた委員長の答弁という格好は、いかがなものかと思うんやけどね。と思うんやけど。

産業建設常任委員会のメンバー以外は当然、委員長のお考えというのは出るんやけども、委員会の中での結果ということからすると、それはそのときに聞けなかったか、聞けたか、今の質問からいくと、ちょっと足らなかったのかなあということも、それはわからんことないんやけども、ちょっと委員会の委員としては、ちょっと自重しておいてもらえしまへんかな。だから、もしあれだったら、ほかの委員さんに、その辺を確認してもらおうとかいう形をせな。

先ほどの一般会計、特別会計も含めてですけれども、各常任委員会で一応、一たん審議を協議した質問が、またここで改めて質問をされとるようなこともございましたのでね。できるだけやはり常任委員会、特別委員会等々で確認をいただいて、そこで納得して、ここへ臨んでいただきたい。これは、ちょっとお願いせんなんと思うとったんですけども、今のあれとあわせまして。

どうぞ。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） その委員会の議案審議というのは付託されとるわけじゃないんでね。協議会で議論するのやから、それは議長が言わはるように、すべて委員会でして、また本会議でどうかということもあるんやけど、必要なことはやっぱり本会議でも言わんとやね。委員会では議事録のあれも残らへんから。

○議長（岡本 勇君） いやいや、今の委員長に対して質問事項を述べるということですか。

○10番（山田 均君） いやいや、今、委員会のこと言われたから。

○議長（岡本 勇君） 委員会のことは委員会のことで、こういうこともあったということなのやから、……

○10番（山田 均君） いやいや、言わはるさかいに一緒に言いますさかいに、言われたときに言うとかんとやね。それはやっぱり本会議というのは基本やから、委員会に付託されとったら、それはそうやけども、何も委員会は委員会協議会やから、だから、それは委員会で言うたことをまた本会議で二重にも三重にも言うということは、それは常識の問題かもしれんけども、失礼なことはやっぱり本会議できちっと言わんとやね。それはやっぱりルールといいますか、それはそういうもんですさかい、議事録としてきちっとやっぱり我々議員としては残しておかんと問題もありますし、やっぱり必要な場合には何回も聞かんなんこともあるしやな。そやなかつたら本会議が3回しか聞けへんわけやしやね。委員会でも一定の規制があつて、ないようなもんやけども、やっぱりそういうことから言うと、本会議で何回でも聞けるのやということならね。ある程度それは調整もできるけど。

○議長（岡本 勇君） そやからその辺は個人の委員さん、議員のあれですけども、その辺は常識を踏まえてやっていただきたいと、こう思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時02分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に戻ります。

先ほどの委員長報告に対して質疑はありませんか。

1番、西山君。

○1番（西山和樹君） それぞれ考え方があろうと思いますし、結果的には実質、公債費比率が云々ということも原因だということでの不採択ということであれば、結果的には金がないと、はっきり金がないんで、これは進めるべきではないと言った方がわかりやすいのではないかと思うんですが、その件は一つの考え方としてとらえても間違いではないだろうと思います。ただ、さっきから出ている話をちょっと私なりに考えてみますと、福知山のが対象になったか、ならないか、3町合併して金が足らんようになったのかどうか知りませんが、福知山でたった4,000万や5,000万の金でこれを取りやめるとするのは、よほど金がないか、でなかったらやる気がないのか、思ったよりも余計金が必要かじゃないかというふうに私は類推するわけですけど、ただ、このお金については無為無策に出ていくお金ではないというふうに私は考えます。

なぜならば、この町で、もしくはこの場で、予算というのがすべて可決されて出ていくわけでございますけれども、こないだも私は一言申し上げた例の和知のフォレストコミュニティに費やされるお金、それから、私はいつでも苦言を呈しているわけですが、急ぎもしない須知公園の予算が出たとき、さしたる反対もなく我々の方でひとつ何とか、100万円という金額では私はむしろ少な過ぎると。1億ぐらいは組んでもいいんじゃないか。使ってもらえるということは、このやり方の問題がありますので一概には言えませんが、京丹波町の業者がされる工事ということが前提であれば、私は、たった10%の負担をして、例えばここで仮に5,000万使われたとしても、町内では5億円の金が回ると、こういう形になるわけですね。

残り90%というのは当然に、その方が出されるわけですし、この予算がないから、その工事はやらないとばかりは言わないかもわかりませんが、よその業者に使われるということもあろうと思いますし、全国津々浦々で全部ということではないにしても、それぞれプラスがあったりマイナスがあったりして、物事というのは進んでいくことがあろうと思うんで

すが、この部分について、そう多額の金額を要するわけではないと思いますし、ある種、今年度内にやられる場合には幾らという予算化をしてもいいのではないかと思います。いずれにしてもチェック機能としての、この町の我々議員というのは、そのためにおるわけですが、だったら我々のチェック機能として完璧なのかというところも、例えば町民に対してそのように説明ができるかどうか。

何遍も言いますが、須知公園、何で急いでつくるのやと。おまえらが賛成したんやないかと言われたら一言もない。私は答えられないというのが実は本音なのでございます。そういう点から考えたら、下水道のまだ管をつながないままで、その費用を半分は負担されとるといことも聞き及んでおりますし、それも金が余っとる方ならともかく、そうでない人がきゅうきゅうの中から出されるということも考えると、だれだってそういうことはしたいわけですから、そういうところでも利用していただくのが町のわずかではあります。たとえ10%というわずかではあります、こういう施策もあるんですよということで説明もできるのではないかとこのように私は考えております。

範囲というものをどの程度までということは、これから先論議される部分もあらうと思えますけれども、いずれにしても、これは、不採択にされることについては、私ははっきり反対を、不採択になることに。それで、そういうことを原因としてやらないということに対する、私が今言ったことに対するそれぞれの部分について逐条的にご答弁を願いたい。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 質問の趣旨だけ、はっきりしてください。あんまり回りくどったような話をせんと。それだけは、ひとつお願いしておきます。

○1番（西山和樹君） 反対することに対する質問ということですので、今言うたようなことがあるのに、それをあえて不採択にされるということに対する一つずつの答弁を願いたい。

○議長（岡本 勇君） 9番、畠中委員長。

○9番（畠中 勉君） 西山さんの言葉を借りれば、ひょうたんなまずみみたいな感じで、どこをつかんで返答したらいいのかという感じもするんですが、とりあえずは福知山の状況について、さらに詳しくというような格好であったかと思えます。これは、あくまでこれを見て、そのとおりにしたということではありません。判断材料として勉強をし、それを全部取り入れたか入れないかは委員の中で検討したことでございます。

さらに福知山のことを詳しく述べるならば、福知山市においては目的が達成されたので、18年度をもって打ち切りということを申されました。しかし、そのことにはあえて触れませんでした。また、財政的にも当初予算、18年度では2,000万円組んでおったのが、

補正予算として1億円にしたということもございました。

それらについて、それは福知山の現状であり、そのことを委員としては理解をしておりますが、委員会としては、そのことでこの事業を不採択したわけではございませんので、参考には行きましたけれども、それは私たち、また、紹介議員の方から福知山市でこういうことが取り組まれておるので、福知山市へ行かれたらどうですかということがありましたので、行って参考にさせていただきました。

○議長（岡本 勇君） 1番、西山君。

○1番（西山和樹君） その前のときの答弁の中に、議会としてのチェック機能云々という言葉がございました。私は、それについても質問いたしましたので、その部分についてお答えを願いたい。というのは、チェック機能と言われるのが一つの答弁になるのかどうかという私からの問いなんです。というのは、そうでもない、やめてもいいような事業には賛成した。けど、今回自分たちで立案するものについてはチェック機能が働かないというんだったら、私は、そこにどっかの行き違いがあるんじゃないかという質問なんです。

○議長（岡本 勇君） 9番、畠中委員長。

○9番（畠中 勉君） 議員のチェック機能云々の話しは議員必携に書いてありますように、また、私たちの業務の中に、議会と行政は両輪でありながら、議員の求められるものは行政に対するしっかりした監査、チェック、そういうことが当然認められて、それが仕事とされております。そのことをあえて、どうのこうのということは、当然議員としては、そういうことを常日ごろ心がけておると、そういうことでの返答でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 私は、京丹波町民の住宅改修に助成制度の創設を求める請願不採択に反対する立場で討論を行い、議員の皆さんの賛同を求めるものであります。

まず、結論から申し上げますと、産業建設常任委員会において、この請願書が不採択となったこと自体を理解ができません。財政が厳しいことは私もよく理解をいたしております。しかし、厳しいのは何も行政のみではなく、社会全体が厳しい状態にあるのです。全京都建築労働組合は、何も自分たちだけが潤うとしてのみ、この請願書を提出したわけではありません。この疲弊してきた現実を何とかこじあける起爆剤となるためにも、行政が援助の手を差し伸べるべきであると考えます。

京丹波町においては、旧丹波町、旧和知町では、下水道の使用料を未使用の家庭からも半額徴収しています。家屋内の工事ができていない家庭は、その原因となるものは、それぞれ違っているとは思いますが、ここで工事費の10%、最高額10万円の補助を行うことで思い切って工事を行うことを決心する家庭もあるのではないのでしょうか。そうすれば未使用の家庭から半額を徴収するというような、こそくな手段をとらずとも全額を徴収することができるようになり、全町的に水洗化が進むことにつながります。リフォームができたついでに電化製品や家具などを買い替えようとする家庭もあるでしょう。町内の商店も潤うことにつながります。

このように住宅改修助成制度は建築職人のみならず、もっと広い職種に経済効果を生み出します。建築職人の世界で申しますと、かつてないほどの不況が長年続いていて、自分たちだけの努力ではもうどうにもならないところまで来ています。建築職人が何の努力もしないで行政に補助を願い出ているわけではありません。5年ほど前までは2万円ほどであった日当も1万5,000円、1万2,000円に引き下げて仕事確保のために努力をしています。また、道具も自分持ちであり、何万円も何十万円もする道具を何点も持たなければ仕事にならない今日の現状です。不況が何年も続き、もうどうにも持ちこたえ切れなくなって職人をやめて、工場などにパートやアルバイトに働きに出ている人もいれば、朝早く家を出て大阪や滋賀県まで働きに出ている人も少なくありません。

何千万円もの予算を組んでくれとお願いをしているわけではありません。100万円ぐらいの予算から始められる事業ですし、恒久的な事業でなくても期限立法として数年をめどに取り組んでもらえれば、それでよいわけです。先ほど、畠中委員長は、二、三年では不平等になると申されましたが、そう思われるのであれば、もっと長い年月をこの事業に費やしていただいてもいいわけであります。とにかく始めてみて経済効果があらわれ、活性化につながれば継続して行うことも検討していただければいいことであります。

この事業は、どこか1カ所で行われるものではなく、町内のどこであろうと行うことができるものであって、経済効果が発生します。不要不急の公共事業に高額の予算を計上するよりも、よほど有効で効果のある事業であると思います。議員の皆さんには趣旨をよくご理解いただき、原案不採択に反対をしていただきますようよろしくお願いを申し上げて、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（岡本 勇君） 13番、篠塚君。

○13番（篠塚君） 私は、京丹波町民の住宅改修に助成制度の創設を求める請願について、委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

請願されています事業につきましては、お隣の福知山市で平成16年10月に創設されていますことから、本制度につきましては、さらに調査研究を深めるため、11月17日に福知山市及び福知山市商工会議所において視察研修を行ったところであります。

福知山市が住宅改修助成制度の創設をされた背景には、平成16年は大変な不況で、業者も危機感を持っていたと、そのような経済状況の中で雇用問題の解決を目的に創設をされています。質疑応答の中で、現在の状況であれば、制度化されたかどうかはわからないとの回答でありました。このことは福知山市の地域経済が活性化しつつあり、また、雇用問題も解消の方向に向かっているということが伺えると思います。京丹波町と福知山市は隣接した自治体でありまして、そう大きく状況が異なるということは考えられません。したがって、本事業を創設する背景が現時点では非常に乏しいということが言えると思います。

さらに、本事業が実現可能かということも採択するかしないか、重要な判断材料となります。本町の財政状況は、ご承知のとおり大変な状況でありまして、財政の健全化に向けた取り組みや財源の確保と歳出の削減に努力をされているところであります。本事業は全額町単費事業となりますことから、財政をさらに圧迫し硬直化することは明白であり、実現は非常に厳しい状況にあると考えられます。

以上の状況から判断しまして、委員長報告に賛成し討論とします。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私は、今提案になっております請願審査の委員長報告に反対の立場から討論をしたいと思います。

議長の方から質疑に対する控えるようにと、そういう指導もあったわけですが、委員会では少数意見ということで、委員長にも改めて申し上げたわけですが、委員会の審査報告の中で何もそういうことに触れられていなかったということもあって、発言を特にしたわけですが、やはり委員会のそういう審査の状況というのは賛成、反対の意見も含めて、やはり報告をしていただいて、そして、委員会の審査の結果として報告をするべきやという点をまず初めに申し上げておきたいというように思います。

今言われております住宅改修制度の問題につきましては、住宅改修というのは住環境や住生活の向上をもたらす、地元業者が仕事を施行することで、地元の各業種に経済的効果を与えると同時に即効性のある地域環境型の制度で、助成額に対する工事の施工金額というのは20倍を超えるところが多く、地域経済への波及効果というのが大きいということは、これは全国の実施をしている自治体で実証済みであります。それはありましたように、全国では73の自治体がもう既に実施をしておるわけですが、また、工事の時期を早めたとか

予定外に工事をしたなどアンケートでも61%の方がリフォームの決心がついたということ
を、こういった制度で決心をしたというように答えられております。

個人資産への助成はなじまないとか問題があると、こういう意見もありますが、住宅ローン減税とかマンション業者への立て替えについても言えるわけでありまして、将来とも続けていく制度として全国的に実施されておられません。実施している福知山市でも市民から、個人資産に対する助成としての批判の声はないと聞きますし、要は市長や町長の判断で行われておるといようなことも言われておりました。

合併前の旧丹波町では、水洗便所等の改造の資金融資あっせん及び利子補給の交付の制度も実施をされておりましたが、合併に伴って廃止をされました。住宅改修制度として実施をしている全国の事例を見ましても、京丹波町の規模では50万から100万程度でやれるわけでありまして、制度実施で財政破綻に陥るといよりも事業効果が大きいことは、実施している自治体ではっきり認められておるわけでありまして、財政が厳しい折であるからこそ、合併して1年の京丹波町で実施をする効果は、経済効果だけではなく町の勢い、また、前向きなまちづくりを全国に示すことにもなります。町民を元気にする、それを後押しする一つの施策だということに思います。

福知山のことも先ほどございましたけれども、確かに福知山では今ありましたように、現在の経済状況では難しいかもしれんという、そういう担当課からの話もありましたけれども、京丹波町では本当に合併をしていろんな組織替え、組織、業者のいろんな形の中で、本当に仕事がないというのが非常に強く聞いておるわけでございます。そういう面では本当に今、京丹波として、そういうことを取り組んでいくことが非常に大事だということに思います。また、福知山の場合につきましては平成16年から実施をされて、2年間でありましたけれども編入合併ということから、平成19年3月31日まで延長されておるといようなことで、編入されたそれぞれ三つの旧町についても拡大をしたといようなことも聞かせていただきました。

そういう点ではぜひ、この制度を実施することが本当に京丹波町として大事だなあという点を申し上げて、この請願を採択すべきであるということをお願いして、不採択に反対する討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 挙手)

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、請願第3号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

《日程第33、発議第4号 郵便局機能の維持とサービス堅持を求める意見書》

○議長（岡本 勇君） 日程第33、発議第4号 郵便局機能の維持とサービス堅持を求める意見書を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤康彦君） 発議第4号 郵便局機能の維持とサービス堅持を求める意見書
上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年12月21日

京丹波町議会議長 岡本 勇様

提出者 京丹波町議会議員 野口久之

賛成者 京丹波町議会議員 坂本美智代、室田隆一郎、今西孝司

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
日本郵政公社総裁

郵便局機能の維持とサービス堅持を求める意見書（案）

日本郵政公社では平成19年10月の民営化・分社化を控え、郵便物の集配業務を再編、合理化するため外部営業拠点の再編を進めている。この計画によると、本町の桧山郵便局及び梅田郵便局の行っている集配業務が丹波郵便局に集約されることとなり、丹波郵便局及び和知郵便局の組織は郵便局会社、郵便事業会社に分社化され、土曜日、日曜日、休日の窓口業務は閉鎖されることになっている。

国においては、民営化における郵便業事業は公共性や社会的役割の重要性を考慮し、地域の利便性を低下させないとしてきた。無集配局への移行は、配達回数や配達の遅延などの面でサービスの低下となるおそれがあるとともに、過疎地域におけるこれまで郵便局が果たしてきた公共的な役割も担えなくなるおそれがある。また、民営化後の将来においてもコスト面から、さらなる再編がされるのではないかと強く危惧されている。

郵便局は、過疎、高齢化が進む当該地域の住民生活にとって欠くことのできない極めて重要な施設である。よって、国及び日本郵政公社におかれては、郵便局の再編について地域の実情や住民の意向を十分配慮し、過疎に拍車をかけることのないよう適切な対応と民営化後

も郵便局の存続について堅持されるとともに、現行の郵便局機能及びサービス水準が維持されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月21日

京都府京丹波町議会 岡本 勇

○議長（岡本 勇君） 提出者、野口久之君の提案理由の説明を求めます。

野口委員長。

○16番（野口久之君） ただいま事務局長の方から説明をしたとおりでございますが、この件につきましても十分、日本郵便局の近畿支局の方から来ていただいて研修をいたしました。それと、我々総務委員会の中でも検討をいたしましたけれども、こういった内容のもので非常に、桧山郵便局あるいは梅田郵便局が廃止されるおそれがあるというようなこともございましたけれども、ただいまここに上げておりますように、国及び日本郵政公社におかれては、郵便局の再編についての地域の実情や住民の意向を十分に配慮した中で、過疎地に拍車をかけることがないような、民営化後も郵便局の存続についても堅持されるというような内容のもので提出をしたいということで、一応これも総務委員会の中で検討していただいて、こういった文章で意見書を提出するというにいたしましたので、報告をいたします。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

発議第4号 郵便局機能の維持とサービス堅持を求める意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第34、発議第5号 道路整備促進と財源確保に関する意見書》

○議長（岡本 勇君） 日程第34、発議第5号 道路整備促進と財源確保に関する意見書を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤康彦君） 発議第5号 道路整備促進と財源確保に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年12月21日

京丹波町議会議長 岡本 勇

提出者 京丹波町議会議員 畠中 勉

賛成者 京丹波町議会議員 篠塚信太郎、横山 勲、野間和幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
国土交通大臣

道路整備促進と財源確保に関する意見書（案）

道路は地域経済の活性化はもとより、生活環境の向上を図る上での基礎的な社会資本であり、地方道路網の整備は、広域的な地域間連携として緊急時の防災相互支援、文化交流、経済圏の拡大等を基本として活力と魅力ある地域づくり、安心・安全の快適な環境づくりを推進するために必要不可欠である。

京丹波町は京都府の中央部に位置し、平成17年10月に丹波、瑞穂、和知の3町が合併した中山間地域である。国道は広域的な幹線道路であり、府道は地域を結ぶ幹線道路であるが、拡幅改良の未整備区間が多く、町道については、日常生活の基礎的な道路として拡幅改良、開設等の整備を要する道路が多く存在しており、道路整備に対する町民の要望は切実である。

よって、国におかれては道路特定財源見直し論議がされる中、制度の趣旨を踏まえつつ、地方の実情を勘案の上、地方の円滑な道路整備を推進するため、安定、継続的な道路財源を確保するとともに、より一層の地方財政対策を充実されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月21日

京都府京丹波町議会議長 岡本 勇

○議長（岡本 勇君） 提出者、畠中 勉君の提案理由の説明を求めます。

9番、畠中君。

○9番（畠中 勉君） 産業建設常任委員会において当案件につきまして、2回にわたり委員会の中での検討を深めてまいりました。

既に道路財源等につきましては、国の方では1,800億円の一般財源化等々議論が進ん

でおる中、私たちの京丹波町におきましては、意見書の中にも書いておりますとおり、町道をはじめ、いろんな道路がまだまだ未整備な状況でございます。そうした中で、一日も早い道路財源を確保してほしいという強い思いの中で重ねてまいりました。

京丹波町へ道路財源として自動車取得交付税9,793万円余り、あるいは地方道路譲与税、さらに自動車重量譲与税等が交付されております。そういったものが一般財源化されると、このお金が確保できるかどうか、非常に難しい不透明なところがあり、現状の道路交付税は維持すべきだという結論でございました。

以上、簡単ですけど報告とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提出者にお尋ねしたいと思うんですけれども、道路の特定財源の確保ということで出されておるわけでございますけれども、特に、この道路財源として、いわゆる指定されております揮発油税とか自動車重量税とか、いわゆる自動車がどんどん増えて、燃料をたかなければお金が、財源が増えないという、こういう矛盾があるわけございまして、それをまた道路に使うという、そういうことになるんですけれども、本来は、今、世界的に環境問題も言われておるわけございまして、当然自動車のいろんな軽量化とあわせて、そういった低燃費のガソリンとかそういうことも言われておるわけございまして、そういう点では、どんどん車と燃料をたかんと財源が確保できんという、この考え方ですね。それについては、どういうことなのか。

本来は、もちろんそういうものを一般財源化して、そして、必要なお金を配分すると、必要なお金を道路をちゃんと確保していくことが基本だと思うんですけれども、ちょっとその点についての考え方、伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 9番、畠中君。

○9番（畠中 勉君） 今の山田議員は、高度な質問でございまして、私で考えるということでは、そこまで及ばない。とにかく今、自動車のこの財源が一般財源化されるということにつきましては、今まで交付されておりましたものがどう使われるかわからない。もう一般財源化した場合に、また都市へ都市へ交付税が流れるのではないかと。その危惧もある中で、当面しっかりした交付税を確保するためには、特定財源をもって新しい町をつくっていくということでの判断でございまして、走れば走るほどガソリンを使うというような、そこまで深い考えの中で判断したわけではございません。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 私は、これ、本当にこれ、特定財源化しておくんがよいんやか、一般財源化するんがよいのか判断に迷うところなんです。テレビなんかを見とっても、もうこの道路特定財源が余るんやったら、もっとガソリンの税金を減らした方がよいというような意見も出てきておりますし、いろんな意見がもう交差しとって、それがほんならどれが正しくて、どれが悪いんやということ判断しろと言われても、ちょっと判断がし切れんというような私程度の頭では、それが理解できないということもあるんですけれども、それぞれによいところもあるような気がいたしますし、悪いところがあるような気もいたします。

そうした中で、なぜ産業建設委員会としては特定財源化ということを求められるのか。恐らく、この田舎の方ではまだ道路整備が十分なところまで行っていないので、この田舎町も道路をもっと整備してほしいという要望をその一点に絞られるのではないかとこのように思いますけれども、今、一般の税金も増収に転じてきているということで、将来もっと日本が裕福なように立ち直っていけるんかどうかということも問題ありますし、これ、判断をどちらかに手を挙げるといことは、保留をしてもよいんでしょうか。そこら辺をちょっと、委員長にお伺いをして決めたいと思いますので責任重大ですけど、ちょっと私が納得できるような説明をお願いしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 9番、畠中君。

○9番（畠中 勉君） 道路特定財源が残る、それを一般化するということであって、自動車のそういう揮発税、取得税、重量税等々が廃止されれば、それなりの私たちにもメリットが見えてくる。しかしながら、特定財源はそのまま残しながら、その財源を一般財源化することにございますので、ガソリンが安くなったり取得税が安くなったりというようなことは、国の方では考えておらない。従って、どう使われるかわからないし、私たちのメリットもなかなか見えてこないということから現状、京丹波町に交付されておりますそれぞれの三つの交付税につきまして、これは確保するのがよいという判断でございまして、この特定財源がなくなれば別ですけれども、一般財源化することにつきましては、想像ですけれども都市近辺、都市の方に使われはしないかという思いは、また、懸念はあると思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

発議第5号 道路整備促進と財源確保に関する意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程35、閉会中の継続調査について》

○議長(岡本 勇君) 日程第35、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成18年第4回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時00分